

3.6 戦略3：歴史を継承し高品位の大理文化を醸成する

南詔国・大理国の歴史的特異性ととも、白族を中心とする少数民族文化の多様性を活かした歴史文化都市・大理をさらに前進・発展させ、中国を代表する高品位・高品質な先進文化都市を創出する。

歴史を正しく継承し高品位の大理文化を醸成するため、「歴史保全」と「文化形成」の二大政策を推進する。

表Ⅱ.3.23 戦略3の政策・施策体系

| 政策 Code | 政策分野 | 施策 Code | 施策項目 |
|---------|-----------------------------|---------|----------------|
| 3.1 | 歴史保全 大理の歴史保全と温故知新 | 3.1.1 | 歴史研究、考古学調査 |
| | | 3.1.2 | 歴史環境保全、文化財保護 |
| | | 3.1.3 | 歴史遺産の活用 |
| 3.2 | 文化形成 地域の個性を生かす新しい大理文化の創造 | 3.2.1 | 民族文化研究、文化保全と継承 |
| | | 3.2.2 | 新たな大理文化の醸成 |

3.6.1 政策3.1：歴史保全 《大理の歴史保全と温故知新》

(1) 基本方針

大理は1982年に、「国家級歴史文化名城」（第1次指定分として全国24カ所）に指定された。1994年の第三次指定までに全国99カ所、雲南省では大理のほか昆明・麗江・巍山・建水の計5カ所が指定されている。

同制度による指定要件は、①都市が十分に豊富な文物を有し、かつ高い価値を有していること、②古都の現状が今もなお伝統的空間構成および景観を保ち、完全に保存された伝統的町並みを有していること、③これらの文物や歴史的町並みの保存がその都市の性格、都市の空間構成および建設方針にとって重要な影響を与えるものであること、としている。

今後も大理固有の歴史文化を醸成し、内外に向け積極的に情報発信し、Only One Cityとして、国際文化交流都市としての存在の周知度を高めることに傾注する。

(2) 主要施策

施策3.1.1 歴史研究・考古学調査

長期目標としての大理三古城の完全復元

大理三古城とは、太和城・羊苴咩城・大厘城を指す。南詔国成立当初、都は大理の南の巍山に置かれたが、739年、南詔国の本拠地を大理に移し「太和城」（現在の七里橋郷太和村）を築造。また779年には、さらに北に遷都し「羊苴咩城」（現在の大理古城）を造営。また、大厘城（名史城・喜洲城、現在の喜洲鎮）は827～849年の短期間の都城であったといわれている。

現在、羊苴咩城については明代の街の復元がなされているが、太和城や大厘城は未だ本格的な考古学調査をみるに至っていない。南詔・大理両国の歴史的全容を解明するとともに、その象徴としての大理三古城の完全復元が待たれるところである。

そのため、今後も内外の研究者による、考古学・歴史学・民俗学・都城学・建築学・文化人類学・社会学などの総合科学的な調査研究に委ね、早急・短絡な復元に走ることなく地道な活動を継続的に遂行する。

経緯

- 大理州南詔史研究会創設（1982）、大理白族文化研究誌10巻刊行
- 大理市誌編纂（1998）
- 大理学院内に民族文化研究所設立（2003）

短期行動

- 大理学院民族文化研究所、大理州南詔史研究会を中核に南詔国・大理国の歴史研究活動の推進

中長期行動

- 南詔国・大理国歴史研究活動に基づく定期刊行物出版、シンポジウムの定期的開催
- 市文化局・民族文化研究所・南詔史研究会主催による学生・市民向け「大理再発見講座」の定期的開催
- 考古学・歴史学・民俗学・都城学・建築学・文化人類学・社会学などの総合科学的な歴史調査研究の推進

施策 3.1.2 歴史環境保全・文化財保護

上記の歴史研究や考古学調査で得た知見を踏まえ、大理の有する文化財保護の保護ならびに歴史環境の保全にまい進する。

経緯

- 大理が国家級歴史文化名城に指定（1982）
- 大理市内の指定文物保護単位 53 件指定（国・省・州・市）
- 大理市文化局が歴史文化名城保護計画を策定（1989、2001 改正）
- 喜洲白族民居建築群が省級重点文物保護単位指定（1987）、国家級重点文物保護単位指定（2002）

短中期行動

- 明代大理古城の保存
明代に創建された大理古城内の復興路・玉洱路・人民路に代表される歴史的街路や伝統建築の修復保全と現代的町並みの共棲の仕組みづくりを推進する。
現行の歴史環境保存制度は 1989 年制定（2001 年に改定）の「大理歴史文化名城保護計画」による。同計画にとる保護内容は、①文物保護（1 級 7、2 級 10、3 級 22 の計 39 単位）、②風貌保護、③視廊保護、④道路保護、となっている。
- 大理古城内の行き過ぎた観光地化の制限
一方、現在の古城内には土産品店や飲食店が席卷しており通俗化の感が免れない。歴史文化遺産の保全と商業主義の共生システムを早急に作り上げる必要がある。
*1997 年に世界遺産に登録された「麗江古城」では、歴史環境の維持を損なう行き過ぎた観光地化により、ユネスコから厳重な注意勧告を受けている。
 - ・ 現行の「大理歴史文化名城保護計画」の厳守
 - ・ 城内の宿泊施設や土産店を城外に移転
 - ・ 城内への自動車の乗り入れ規制
- 喜洲白族民居建築群の保存
大理古城の北 10km に「喜洲古城鎮」がある。1987 年、雲南省政府は喜洲の明朝・清朝・民国時代の民居 113 棟を「重点文物保護単位」として指定している。（2002 年に国家級重点文物保護単位に格上げされた）
市政府・鎮政府による喜洲古城鎮の喜洲白族民居建築群の保存ならびに古城鎮の町並み保存の推進を図る。
- 大理市内の指定文物保護単位 53 件の修復・保護活動の推進

施策 3.1.3 歴史遺産の活用

上記の歴史研究や考古学調査の成果、ならびに文化財や歴史環境など大理が有する歴史遺産の積極的な活用を図るため次の施策を推進する。

短期行動

- 世界遺産リストへの登録
2003 年現在、全国には 29 の世界遺産が登録されている。雲南省では、文化遺産の「麗江古城」（1997 年）と自然遺産の「三江開流」（2003 年）の 2 地域がある。
先にみたように、大理の資質は先行の世界遺産と比べ遜色がない。大理の歴史・文化・風土の顕彰と恒久的継承を国際社会に顕現するためにも、大理は雲南省における 3 番目の世界遺産への登録に向け早急に準備を行うものとする。
*現在、州と市政府の文化局と建設局内に準備室が設置され準備活動中

中期行動

- 古城址大観公園の創造

南詔国・大理国の都城は「風水思想」に基づく壮大な古代都市であった。考古学や文献学調査の進展により、徐々にその全容が解明されつつある。その主なものは以下のとおり。

- ・天然の要害として、西の蒼山・東の洱海および鷄足山（安山）
- ・人工の要害施設として、北の龍首城（上関）・南の龍尾城（下関）
- ・南詔国時代の遷都の歴史は、巍山⇒太和城⇒羊苴咩城⇒大厘城
- ・羊苴咩城の主峰は蒼山中和峰、城壁（防衛線）は、北の桃溪・南の緑玉溪
- ・太和城の主峰は蒼山仏頂峰、城壁（防衛線）は、北の葶冥溪・南の陽南溪

大理市を訪れる観光客のほとんどが、明代に造営された大理古城を見て「大理国の都城」と錯覚してしまう。上記のような南詔国・大理国の壮大なスケールをぜひ知らしめるべきと考え、「古城址大観公園」（Geometry-Chronology-Panoramic-Park）の整備を提案する。

- 大理古城の整備
大理古城内の伝統建築物を博物館（ハウスミュージアム）として活用
大理市博物館に隣接し白族民族博物館の建設
- 喜洲古城鎮の整備
市政府・鎮政府・地元住民・企業による喜洲古城鎮をミュージアムタウンとして整備する。
伝統建築物を体験民宿、ハウスミュージアム、レストラン等に活用する。

長期行動

- 歴史を介した広域連携の推進
巍山・劍川など南詔・大理国ゆかりの地相互の姉妹都市交流の締結
南詔国・大理国をテーマとするサミットの開催

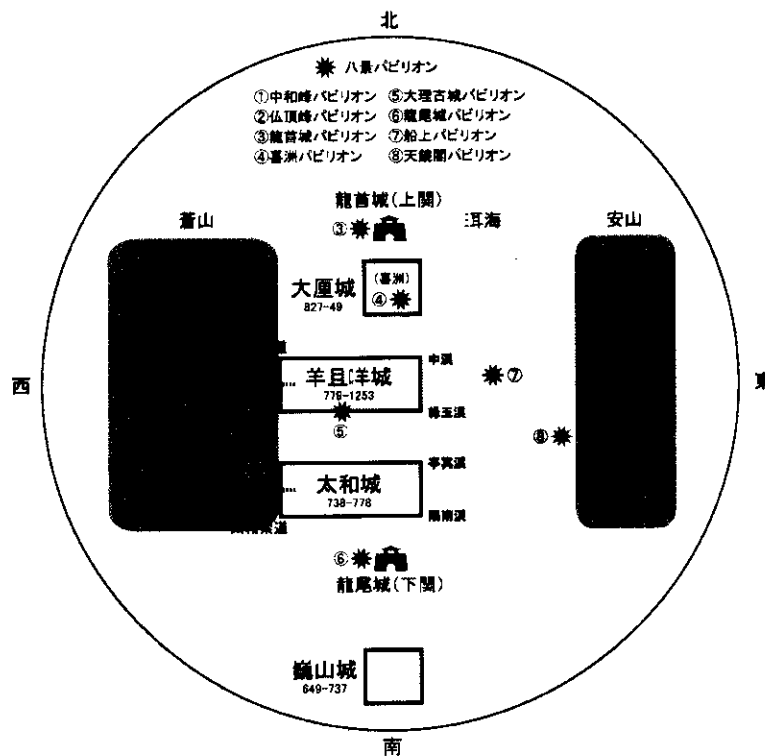


図 II. 3. 16 古城址大観公園概念図

出所：JICA 調査団作成

参考資料 大理歴史年表

| 年代 | 記事 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戦国時代 BC476-BC221 | 黄河流域の中原から大量の移民が雲南地方に移動 |
| 前漢 BC206-AD24 | BC109 前漢の武帝が大理の地に「叶榆県」を設置 |
| 唐 618-907 | 649 蒙舍詔・蒙雀詔・施浪詔など6つの部族（六詔）のうち蒙舍詔の勢力が強まり、六詔の中で南にあったため「南詔」（現在の巍山）と称した。 〔南詔国〕（13代、253年間） 唐王朝に支配された「南詔」は、他の五詔と小さな部族を糾合し、738年に本拠地を大理に移して「太和城」を築く。「皮羅閣王」は、唐の玄宗皇帝によって「雲南王」に封ぜられる。以後、大理は雲南地方の中心となる。 779 太和城から北に位置する「羊苴咩城」（現在の大理古城の地）に遷都。 902 鄭買嗣が南詔国を倒し、大長和国を建立。 926 趙善政が大長和国を倒し、大天興国を建立。 930 楊干貞が大天興国を倒し、大義寧国を建立。この間羊苴咩城の地は都を維持。 |
| 北宋 960-1126 | 〔大理国〕（23代、318年間） 937 「段思平」が東から大理に攻め込み城を占拠し「大理国」を建国。 |
| 南宋 1127-1279 | 1253 フビライの率いる10万人のモンゴル軍が雲南の地に攻め入り大理国を滅ぼす。 1274 雲南行省を中慶（昆明）に設置。これ以降、雲南の政治・経済・文化の中心は大理から昆明に移され、雲南の中心としての大理の栄華は500有余年で終焉。 |
| 元 1271-1368 | 元以降の大理は新たな発展時期に入った。大理を再び明確に中国地方行政のネットワークに納めた。1270年に大理府を設けた。1271年にフビライが元王朝を打ち立てた。元王朝は地方に対する管理が主に行省制度の確立にある。1276年、雲南行省が打ち立てられたと同時に雲南行省の統治中心を大理から昆明に移した。この時から「雲南」は正式に地方最高行政区画の名称となり、大理は正式に行省の下に2級行政区画になり、蒼洱地区の「太和県」は3級行政区画になった。羊苴咩城と大理城の名称が依然としてそのまま用いられたが、大理城は名実ともに地方都市になった。 13世紀末、マルコポーロが大理を訪れる。（東方見聞録） |
| 明 1368-1644 | 1368年、明王朝が打ち立てられた。1381年明太祖朱元璋が30万人の軍隊を率いて雲南を征伐した。明朝が雲南を平定した後も元朝の行省制度を踏襲した。明朝の「大理」は雲南行省の下にある1級行政設置の「府」であった。 1382年、明朝の軍隊が大理を攻め落とす。戦争を遭遇した大理城はひどく破壊されたため、今日の大理中和鎮の位置で新しい大理城を築いた。 明代の地理学者・大旅行家の「徐霞客」が大理を訪れ半年間寓居。 （1987.1 徐霞客生誕400年記念祭を大理で開催） |
| 清 1644-1911 | 1644年に打ち立てた清朝は中国歴史上に再び強い北方民族—満州族の王朝である。清は明朝の制度を踏襲し依然として大理府、太和県を設けたが、大理府城と太和県の管轄した区域はやはり大理城である。 都市の発展につれて大理城の市街区は明快な機能の区別がある。この時の大理城の面積は2.25平方キロ。全体から見ると、当時の大理城の北部は主に手工業労働者、小商人が居住するに対して南部は主に政治と経済地位を有する人々の活動区域であった。 清の大理城内の住民は1.3万所帯余に達した。清の後期に大理城内の手工業生産者はおよそ城全体人口の9%を占めた。清の終わり頃の大理は手工業が近代工業として発達した。 |
| 民国 1911-1949 | |
| 共和国 1949- | 1) 建置 1956.11 大理白族自治州成立、下関市は州轄市に。 1958 大理・鳳儀・下関・様鼻4県が合併し大理市となる。 1960 大理市を撤回し、大理県・下関市・様鼻県に戻る、鳳儀は大理県に属す。 1983.10 下関市と大理県が合併し「大理市」成立（県級市） 1987 大理市、計画単列市に指定 2003.10 「大理市」成立20周年記念祭開催 2003 大理市が「中等都市」に移行 2004.1 洱源県の双廊・江尾2鎮が大理市に編入（江尾鎮が上関鎮に改名） 2) 文化・観光 1959 映画「五采金花」公開 國務院、「大理」を歴史文化名城に指定（1986「巍山」指定） 1982.11 「大理」が国家級風景名勝区に指定 1984 「蒼山・洱海」が国家級自然保護区に指定 1984.2 國務院、「大理」を対外開放乙類都市に指定 1985.1 大理市旅游局設立 1994 小説「天龍八部」刊行 1998 「大理」が中国優秀旅游城市に指定、全国文化先進都市に認定 |

| | |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>金庸が大理に訪問、大理州州門金鍵と大理市榮譽市民称号を獲得 大理市が「全国文化先進市」に認定の祝い大会開催</p> <p>1998.11.4 '98 七星国際クロスカントリーは下関で開催</p> <p>2002.6.1-2 「北京華聯カップ」大理国際及び全国トライアスロン・コンテスト開催</p> <p>3) 交通</p> <p>高速道路 1995 (昆明～楚雄) 開通、1998 (楚雄～大理) 開通、2001 (大理～麗麗) 開通</p> <p>鉄道 1998.6.22 (広通～大理) 開通、1999 (広州～昆明～大理) 開通、(大理～麗江) 2007 年開通予定</p> <p>空港 1995 (大理空港開港)</p> <p>1998. 3 (昆明～大理～西双版纳) 定期便就航</p> <p>2004. 7 (北京～昆明～大理) 定期便就航</p> <p>4) 都市建設</p> <p>1992 大理省級經濟開發区指定</p> <p>1997 大理市都市總体計画 (1997～2015) 策定</p> <p>5) 環境保護</p> <p>1998.1.12 洱海水域で磷を含む洗濯洗剤を禁止</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出所：JICA 調査団作成

BOX 3.6 南詔国と大理国

南詔国 (649-902)

唐代に、現在の雲南省地方にチベット・ビルマ族の蒙氏が建てた王国。南詔は、細奴邏なる者が出て強力となり、649 年頃には大蒙国と号し、唐に入朝して巍州刺史に任ぜられた。これ以後、唐の雲南経営に協力しつつ勢力を強め、第 4 代の皮羅閣 (?-748) のときに他の 5 詔国を併せ、さらに白蛮を破って雲南を統一し、738 年には問うの玄宗から雲南王に封ぜられ、都を巍山から大理の太和城に移した。8 世紀末、第 6 代の異牟尋 (?-808) の治世に極盛期を迎えた。南詔国は唐のほか吐蕃とも外交関係を結んでいた。南詔は仏教国であり、その中心は崇聖寺と 3 座の磚塔であった。

大理国 (937-1254)

937 年、タイ族白蛮に属する段氏 (段思平) が建てた国。

1117 年、宋朝より雲南節度使大理国王を冊封される。

1253 年、フビライの率いる 10 万人のモンゴル軍が雲南の地に攻め入り大理国を滅ぼす。

雲南の中心としての南詔・大理の栄華は 500 有余年で終焉。

大理国は、南詔国時代の仏教文化を継承してますます興隆せしめ、歴代の国王は仏寺の建立と仏像の鑄造に尽力し、宋から大量の仏典を求め、退位後は仏門に帰依する者も多く、民間でも貧富老若を問わずどの家にも仏堂があり数珠を手にしていたという。

BOX 3.7 喜洲の歴史

喜洲は大理市に所属する歴史文化名鎮である。漢代に叶榆県に治められたが、唐の南詔時代に「大厘城」と呼び、また「史城」とも呼ばれた。古くからこの地は商業が発達して人材が集まったところである。大理白族文化の発祥地の一つであり、大理白族文化が展示される重要な窓口である。

大厘城は元々当地の河蛮人に創られた城で、南詔に占拠されるまでに鄧赧咩皮羅が管轄していた。紀元 737 年、南詔は大厘城を襲い鄧赧詔を駆逐してから皮羅閣がここに住み、長男の閣羅風が太和城に住んでいた。史城内に南詔の行宮が建ててあるが、北部を防御する重鎮である。

唐大暦 14 年 (779)、異牟尋は吐蕃を防御するために都を史城に移った。樊綽『雲南志』に「太和城、大厘城、羊苴咩城、元々皆河蛮が住む地。開元 25 年 (737) に蒙昶義が河蛮を駆逐し・・・大厘城を取り、保障となるものとして龍口城 (上関城) を築く・・・」と載せてある。明『嘉靖大理府志』にも「唐徳宗元年 (784)、異牟尋が史城に転居し、貞元 4 年 (778) に羊苴咩城に転居・・・」と載せた。《南詔徳化碑》に「大厘 (厘) 流波濯錦」という記載があり、当時の大厘城は南詔の比較的にぎやかで重要な町であることを説明した。元末に大厘城はまだ存在したが明初には既に壊された。現在の喜洲には城南、城北、城東遺跡がまだ残っている。喜洲は古くから人家稠密で手工業が発達したので洱海西岸の白族の政治、経済、文化が集中するにぎやかな町であった。

喜洲人が古くから優れた商売な才能と悠久な商売をする歴史を有する。一千余年前、商人の足跡が「驃国」、「弥諾」、「昆侖」など東南アジアに残された。南詔、大理時期に商工業を主管する行政機関「禾爽」は喜洲に常駐するため喜洲は滇西商業の中心になった。元代に大理国が滅びるにつれて喜洲商業が一度打撃を受けたが、商業を営む名家は少なくなかった。明代に喜洲地区で儒学を尊び、耕読 (耕作と読書) を重要視し、科擧の及第を求めた。商業を営むことが軽蔑され、商人の地位が低かったが、一部有名な商家が現れた。清代、喜洲商業が大きな発展を遂げ、民国に最盛期となった。清の光緒年間に有名な「喜洲商幫」が形成された。民国時代に 300 所帯余が行商する商業グループに発展し、東南アジア各地に店を出していた。喜洲商幫は国内外で多くの工場、水力発電所、学校、病院を創った。喜洲商幫は白族民族商工業発展の揺籃である。

出所：「喜洲白族民居建築群」雲南民族出版社 (1999.11)

3.6.2 政策 3.2：文化形成 《地域の個性を生かす新しい大理文化の創造》

(1) 基本方針

大理の文化的基層をなす「歴史遺産」と「自然遺産」、それらの遺産に生まれ培われてきた「白族文化」の伝統を保存・継承し、21世紀の大理の個性豊かな民族文化形成を目指す。

(2) 主要施策

施策 3.2.1 民族文化研究、文化保全と継承

1) 少数民族のアイデンティティの堅持（伝統の保存と継承）

雲南省では2004年6月、文化産業発展を掲げた新たな政策を打ち出した。また、聶耳音楽基金の創設を決定するなど、少数民族のモザイク地帯の特色を最大限、国の内外に情報発信するための運動を開始した。

大理市においても、白族伝統文化を徹底的に再構築する好機と捉え、文化保護と伝承はもとより、21世紀の新たな文化醸成を図るものとする。

2) 大理文化の醸成を牽引する「大理学」の創設（⇒BOX 3.9 参照）

世界のグローバル化が進展する中、近年世界各地で「地域学」が勃興している。地域学とは、世界のグローバル・スタンダード化に対するアンチテーゼとして、地域性・固有性・多義性の価値観にウエイトを置いたものである。

21世紀の大事業として、大理が誇る歴史遺産・白族文化遺産・風土遺産を集大成し「大理学」（大理版地域学）の創設を提唱する。大理学とは、考古学・歴史学・民俗学・都城学・建築学・文化人類学・社会学など、大理に関する学際的な知識を体系的にまとめ上げ、21世紀の大理文化創造の知恵の源泉・鉱脈をなすものである。

経緯

- 大理州南詔史研究会創設（1982）、大理白族文化研究誌 10 巻刊行
- 大理市誌編纂（1998）
- 大理学院内に民族文化研究所設立（2003）

短期行動

- 大理市文化局による民族伝統文化の調査研究・保存継承活動の推進

中期行動

- 大理文化の学際的研究を目的とする大理民族学会（大理学）の創設

長期行動

- 雲南省の国際民族文化研究所の創設・誘致

施策 3.2.2 新たな大理文化の醸成

1) 先進文化都市の推進

1998年、大理市は「全国文化先進都市」に認定された。今後は、新たな大理文化の醸成を目指し、市政府と市民協働の多彩な文化活動の推進を図る。

2) 大理の次代の人材を育む「大理大学」の創設（BOX3.10 参照）

大理の人材育成を担う大理学院は、広い視野を持った人材を育成するため2001年に4つの専門学校（大理医学院、大理師範学校、大理工業学校、大理テレビ工業学院）が合併して設立された。

この大理学院をさらに総合大学化し、恵まれた自然環境や地域文化を活かした個性的な大学を目指す。大理大学の知名度をあげ、全国・世界からの学生を惹きつけ、雲南省西部の人材育成の一大拠点とする。

総合大学化をきっかけに、国内で最も美しい学園都市をつくり、国際観光都市としての文化的な強みを活かして、全国から価値観の多様化した学生を惹きつける。また、地元の資源を高度に活用する学部、環境関連学部、植物遺伝資源など世界中の研究者の注目を集める学部の新設など総合大学化を図る。大学の発展に伴い外部に依存していた人材を大理で100%育成する。

表 II. 3. 24 大理白族自治州の主要民族別人口 (2002 年)

| 3 級行政区 | 人口 (人) | | | | 構成比 (%) | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|-------|------|
| | 総人口 (人) | 漢族 Han | 白族 Bai | 彝族 Yi | 漢族 Han | 白族 Bai | 彝族 Yi | その他 |
| 大理市 | 518,636 | 151,618 | 331,878 | 14,576 | 29.2 | 64.0 | 2.8 | 4.0 |
| 漾鼻県 | 99,086 | 36,128 | 11,517 | 44,360 | 36.5 | 11.6 | 44.8 | 7.1 |
| 祥雲県 | 443,176 | 366,765 | 42,453 | 31,397 | 82.8 | 9.6 | 7.1 | 0.6 |
| 賓川県 | 326,241 | 253,922 | 44,731 | 19,149 | 77.8 | 13.7 | 5.9 | 2.6 |
| 弥渡県 | 309,621 | 280,498 | 1,378 | 25,297 | 90.6 | 0.4 | 8.2 | 0.8 |
| 南澗県 | 213,645 | 107,960 | 2,046 | 98,874 | 50.5 | 1.0 | 46.3 | 2.2 |
| 巍山県 | 299,803 | 170,357 | 6,340 | 99,903 | 56.8 | 2.1 | 33.3 | 7.7 |
| 永平県 | 170,886 | 103,837 | 5,258 | 43,563 | 60.8 | 3.1 | 25.5 | 10.7 |
| 雲龍県 | 197,293 | 29,276 | 141,829 | 11,024 | 14.8 | 71.9 | 5.6 | 7.7 |
| 洱源县 | 327,583 | 89,503 | 219,821 | 8,931 | 27.3 | 67.1 | 2.7 | 2.8 |
| 劍川県 | 167,955 | 6,103 | 154,008 | 3,396 | 3.6 | 91.7 | 2.0 | 2.6 |
| 鶴慶県 | 260,088 | 90,011 | 149,568 | 13,287 | 34.6 | 57.5 | 5.1 | 2.8 |
| 合計 (平均) | 3,334,013 | 1,685,978 | 1,110,827 | 413,757 | 50.6 | 33.3 | 12.4 | 3.7 |

出所：雲南統計年鑑 2003



図 II. 3. 17 大理白族自治州の民族分布図

出所：JICA 調査団作成

BOX 3.8 【事例紹介】沖縄学の実践（沖縄国際大学南島文化研究所の地域学研究活動）

南島文化研究所は、研究センターと資料センターの役割を合わせ持つ機関として1978年に設立。琉球王国の祖先は、古来、日本本土及び中国・朝鮮・東南アジア諸国との交流を通じて周辺地域の文化を吸収し、これを固有の文化に融合させ、価値の高い独特の文化を形成してきた。この歴史と文化は、内外の学者の注目するところとなり、伊波普猷らの労苦によってその価値が広く認識されるようになった。

南島文化研究所は、学際的な共同研究を行う場として設立された。そして琉球弧の島々を対象とする学問研究の発展に寄与することをめざしている。

1994年度からは台湾、韓国での海外調査も開始され、最近では、中国・福建調査を行なっている。その調査研究の過程で、1997年には、韓国全南大学校湖南文化研究所との学術交流協定を結び、さらに2002年には福建師範大学中琉関係研究所と学術交流協定を結んだ。

また、貴重な文献や資料を収集して整理保管につとめ、学生や一般市民の利用に供することができるようにしたいと考えている。

当研究所は、紀要の他に毎年、地域を特定して島嶼の総合調査を実施し、年度ごとに報告書を発行してきた。また、新聞社と提携して那覇市で南島文化市民講座を開催したり、学生を引率して県内各地をまわって、文学・歴史・自然・地理・産業等について学習している。

そのほかにシマ（島）研究会（2000年7月に第100回目を開催し、2003年10月末時点では123回目が終了）、沖縄近世史研究会、南島研究セミナーを開催するなど、多彩な研究活動を続けている。

BOX 3.9 【事例紹介】沖縄を代表する琉球大学（地域特性と国際性を併せ持つ個性的な大学）

沿革

琉球大学は1950年、米軍統治下に創設され、1972年の“日本復帰”の際に国立大学に移行した。

沖縄県に国立の高等教育機関を設置することは明治以来沖縄県民の切なる願いであったが、それまで沖縄県には、国立の高等学校も高商、高農も設置されなかったため、琉球大学の開校は沖縄の人々にとって、希望の星であり、アイデンティティの拠り所となった。琉球大学は、創設当初は、ミシガン州立大学から指導を受けており現在も米国の大学制度の良き伝統を保持している。

琉球大学のメイン・イメージは、「地域特性と国際性を併せ持つ大学」である。沖縄は琉球王朝時代の15～16世紀から中国、アジア諸国との深い交流の歴史があり、第二次世界大戦後はアメリカ文化との接触があった。こうした歴史的経緯を踏まえつつ、多彩で充実した外国語教育と異文化理解のカリキュラムも本学の誇りのひとつである。

また、沖縄の地域特性に根ざした研究（熱帯圏の科学、島嶼研究など）を重点的に推し進めている。

一方、学問の普遍的原理の探求と国際的水準で評価される研究の強化充実も忘れてはいない。本学で真剣に学んだ者は卒業時には見事な自己変革を遂げ、輝かしい付加価値を自ら帯びて巣立つことができるようにカリキュラムは編成されている。

沖縄の歴史的背景や地理的条件等を生かした教育研究を行うことが本学の使命の一つでもある。

本学の地域特性に根差した研究として次のものがある。

- 1) サンゴ礁海域の生物資源・生産に関する研究
- 2) 亜熱帯農学、バイオテクノロジー研究
- 3) 先端医学的手法による亜熱帯感染症等に関する研究
- 4) 亜熱帯島嶼の環境・エネルギー機能性及び沖縄県の地理的特性を生かした情報科学の研究
- 5) 沖縄の歴史・文化・民族・言語の研究、異文化接触等の比較文化研究
- 6) アジア太平洋島嶼に関する総合的調査研究あげられる。

また、地域特性に根差した教育も重視している。教養科目の中で「特色科目」と呼ばれ、沖縄の固有の自然、文化、歴史、言語等の科目が開講されている。

琉球大学は日本の南の知の玄関として、21ヶ国40大学と交流協定を締結し、わけてもアジア・太平洋地域に顔を向けた個性的な大学を目指していることから、ハワイ大学とは特別なパートナーシップを有し、また、太平洋地域の9つの大学と学術交流協定を締結している。21世紀を迎え、本学の国際性を推進するため将来的には全授業の50%を英語によって行う方針である。個性的で意欲のある学生の入学を琉球大学は熱望している。

3.7 戦略4：「玉洱銀蒼」の郷土遺産を恒久的に維持する

大理市は、いずれも国家級の自然保護区・風景名勝区・歴史文化名城に指定される、優れた自然・歴史・文化環境と景観を有する土地柄である。これらの優位性を将来的に堅持するとともに、持続可能な都市発展を図るため「環境共生型先進都市」（エコシティ）の実現を目指すものとする。

「玉洱銀蒼」の郷土遺産を恒久的に維持するため、「環境保全」と「景観形成」の二大政策を推進する。

表Ⅱ.3.25 戦略4の政策・施策体系

| 政策 Code | 政策分野 | 施策 Code | 施策項目 |
|---------|-------------------------------|---------|-----------------|
| 4.1 | 環境保全 大理の誇る「洱海蒼山」を子々孫々に継承する | 4.1.1 | 環境行政の強化 |
| | | 4.1.2 | 洱海保護の推進・自然環境の保全 |
| | | 4.1.3 | 循環型社会の形成 |
| 4.2 | 景観形成 「一水繞蒼山、蒼山抱古城」の風光を堅持する | 4.2.1 | 景観行政の推進 |
| | | 4.2.2 | 郷土景観の保全・醸成 |
| | | 4.2.3 | 都市景観形成 |

3.7.1 政策4.1：環境保全《大理の誇る「洱海蒼山」を子々孫々に継承する》

(1) 基本方針

1) 先進文化的な環境行政の推進

国際文化交流都市を標榜する大理として恥じない先進文化的な環境保全行政を推進する。市政府・市民・企業・NPO等の協働による環境共生型先進都市（エコシティ）の実現を図る。そのため、環境保全行政を確立し、総合的環境保全計画の策定による十全な環境管理を行う。環境都市宣言を行い、市政府が率先して環境重視の行政事務を遂行するため、国際環境基準ISO14001認証登録を目指す。

2) 洱海の環境対策の推進

雲南省には高原湖が9つあるが、洱海は面積250k㎡で滇池（306k㎡）に次ぎ省内第2位、湖面の標高は1,964～66mで瀘沽湖（2,685m）に次ぎ第2位、貯水量は30億立米で滇池に次ぎこれも省内第2位である。洱海の汚染状況は現在3～4級であり、農薬・化学肥料と農村部の農業・生活廃水が主な要因となっている。

2003年、国際河川のイラワジ川（上流は怒江）、メコン川（上流は瀾滄江）、および国内最大河川の長江（上流は金沙江）の上流部に位置する「三江開流」が世界自然遺産に登録された。古来より「飲水思源」のこころがあるように、このことは近年水を大切に扱わないという水文化の風化現象に対する警鐘・啓蒙と捉えることができる。

瀾滄江水系の上流に位置し大規模な湖ということで、洱海の水質汚染は単に大理のみならず下流の地域や他国に対しても影響を与える重要な問題である。

これらの課題に対応すべく、洱海および西洱河の水質の改善・再生の徹底を図るとともに、万年雪を戴き洱海の主要な水源である蒼山山系の治山治水の徹底による土砂流出防止や水源涵養機能の強化、また耳東地区の退耕還林の更なる推進を図るものとする。

3) 循環型社会の早期形成

企業や次代を担う子供達を含む市民の環境意識の向上を図るため環境教育・啓蒙活動を推進する。さらに経済活動や社会生活における循環型社会の早期形成を目指す。今後、産業・生活廃棄物の適正処理率や再利用率を高め、資源の節約・環境汚染負荷の軽減・有害廃棄物の適正処理・資源の再利用化など環境対策の制度化・システム化を推進する。

(2) 主要施策（⇒3.11.2「琵琶湖の事例」参照）

施策4.1.1 環境行政の強化

先進文化的な環境行政の推進

国際文化交流都市を標榜する大理として恥じない先進文化的な環境保全行政を推進する。

短期行動

○ 環境保全行政の確立

現行の環境行政を見直し、総合的環境行政の確立を図る。(環境保護局の拡充)

○ 総合的環境保全計画の策定と適切な運用

環境行政の基本計画となる環境保全総体計画の策定が肝要である。

2003年末に「大理市環境計画」策定作業が完成、省の環境保護局の技術審議で可決された。

この現行計画を基本に、より総合的に分野を網羅した環境保全総体計画の策定を急ぐ。

○ 大理市環境保全条例の体系化

現行の条例では、「大理風景名勝区管理条例」、「洱海管理条例」、「蒼山保護管理条例」があり、省政府が策定した「洱海流域環境計画」、「洱海保護治水計画」、「蒼山洱海自然保護区計画」がある。それに、現在策定中の「大理州城鎮企管区建設管理条例」、「大理歴史文化名城保護管理条例」及び地方政府の一連の条例がある。これらの諸条例の体系化、ならびに諸計画の統合化を図り、環境行政の規範の簡潔化を急ぐ。

中期行動

○ 大理市環境都市宣言の公示

○ 大理市政府各局において国際環境基準 ISO14001 認証登録 (⇒BOX 3.10 参照)

目下、市の 4A 級風景遊覧区である南詔風情島は ISO14001 の認証登録を働きかけている。また、一部の大・中規模企業は既に認証登録を行う意識意向を持つようになっている。

*四川省の都江堰市では 2001 年に、市政府の管理部門とともに、世界遺産に登録されている都江堰・青城山の 2 景区が ISO14001 の認証を取得している。

○ 各種の計画策定や建設プロジェクトに対する環境アセスメント制度の導入

長期行動

○ 環境規範都市の実現に向けた新たな施策・制度・事業の推進

○ 環境モニタリングの定期的実施

施策 4.1.2 洱海保護の推進、自然環境の保全

大理市政府は「八大工程」で、洱海保護と水質汚染対策を第 1 に挙げている。

現行計画による洱海整備目標は次の通りである。

2002～04 年で暫定的な洱海環境整備保護体系の確立を図る

2006 年までに 3 級の水質を回復させる

2008 年までに洱海全体の水質を 2 級に回復させる

短期行動

○ 洱海水質浄化事業の推進

○ 洱海湖畔湿地及び湖沢帯の回復・再建の推進

「双取消」＝網箱養魚の禁止、引網機動船の禁止

「三退」＝退田＋退塘(養殖)＋退房(住居)、「三還」＝還林＋還湖＋還湿地

○ 蒼山山系の 18 溪流の掘砂・採石の禁止及び総合治水事業の推進

○ 洱東丘陵地帯の退耕還林・還草の推進

中期行動

○ 洱海の総合環境保全事業の推進

長期行動

○ 雲南省の高原湖の環境を総合的に研究する機関として洱海環境研究所の創設(省機関の誘致)

施策 4.1.3 循環型社会の形成

上記の洱海保護の推進や自然環境の保全政策に加え、①ゴミ対策・公害対策の強化、②省エネ・省資源の推進(資源多消費生産から高効率生産への変換)、③市民の環境意識の高揚(環境教育・啓蒙活動)、④環境産業の育成、など総合的な環境政策を推進し、循環型社会の早期実現を図る。

短期行動

○ ゴミ対策・公害対策の推進

ゴミ処理意識の高揚、分別収集の徹底、ゴミ処理体制の強化、公害・不法投棄の監視体制強化の推進

○ 環境教育・啓蒙活動の推進 スローガン「洱海清大理興」

現在、市内の小中学校で「グリーン学校」を創る活動を行っている。また小中学校で環境教育課程を設ける予定である。今後、環境保護部門は多彩な教育形態を通じて、都市部・農村・学校・工場・鉱山で活発な環境啓蒙・教育活動を展開する。

中期行動

○ 循環型社会形成着手

市全体で循環型社会を発展させることを力強く提唱する。市民ならびに企業においてリサイクル運動を奨励する。現在実施中の洱海湖畔の環境修復（洱海西区 48 km、投資 8,000 万元）が完成すれば持続発展のモデルケースとなる。

- ・ 広域環境行政の推進（滇西地方の特殊廃棄物等の広域処分）
- ・ ゴミの減量化と再利用（リサイクル）等の推進
- ・ 下関地区の風力発電所設置などクリーンエネルギー導入の推進
- ・ 環境産業の育成支援

長期行動

○ 環境への負荷軽減対策をさらに推し進め、循環型社会の実現に向けた施策・事業の推進

BOX 3.10 【事例紹介】自治体の ISO 14001 の承認登録

ISO14001 は「環境マネジメントシステム」の国際規格であり、環境改善のための管理と改善の手順、手法を標準化し体系化したもの。この規格では継続して環境負荷の低減を図るための手法や仕組みを定めており、認証を取得することで、国際的に環境に配慮した組織であることを表明できる

自治体では自らが模範となるべく率先して ISO14001 を採用している。内部効果としては、事業活動に伴って発生する環境負荷の低減、および ISO14001 を環境基本計画・率先行動計画等の進行管理役として活用することにより、計画目標を定量化し総合的・効果的なフォローアップにつなげている。

住民や事業者等対外的には、

- 1) 率先して取り組むことによる環境保全活動の牽引的役割
- 2) 先導的に認証取得することによるノウハウの蓄積と具体的なアドバイス
- 3) 国際標準規格を取得することによる環境都市としてのイメージアップとアピール
- 4) 環境方針、目的及び目標、運用管理の体制や手順等の徹底的な文書化による情報公開
- 5) 外部審査機関からの認証による行政の信頼性向上、等の効果が期待される。

3.7.2 政策 4.2：景観形成 《「一水繞蒼山、蒼山抱古城」の風光を堅持する》

(1) 基本方針

大理の文化的基層をなす「歴史遺産」と「自然遺産」、それらの遺産に育まれ培われてきた風光を愛でる「風趣文化」の伝統を継承し、21 世紀の大理の個性豊かな地域景観形成を目指す。

大理は、国家級風景名勝区（1982 年）に、また「洱海・蒼山地区」は国家級自然保護区（1984 年）に指定されている。先人は洱海の風光を、洱海三島・洱海四州・洱海四閣・洱海五湖・洱海八景・洱海九曲・叶榆十観などと数え愛で、また蒼山の風光も「蒼山十九峰十八溪」と称し、全ての峰々溪々に名前を冠するなど名数化して称えこよなく親しんできた。

知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽。（論語・雍也篇）

大理は知者をも仁者をも魅惑させる天賦の樂土といえる。この大理の「原風景」や「心象風景」を今後とも、先人の美意識・郷土愛の精神を風化させることなく継承し未来に引き継ぐ使命を我々現代人は担っている。

(2) 主要施策

施策 4.2.1 景観行政の推進（⇒BOX 3.11 参照）

国家級景勝地の十全の管理

景観行政の所轄組織を明確化するとともに、自然保護区・風景名勝区・歴史文化名城など個々

の指定制度を統合化し、大理市全域の景観資源調査・分析に基づき、景観管理地域制（景観ゾーニング）、景観保護施策体系（景観管理マニュアル）を含む景観管理総体計画（景観マスタープラン）を策定、併せて景観保護条例や景観保護規制制度の新規導入を図るなど、全国に先駆けた「大理モデル」を創出する。

短期行動

- 市政府内に景観行政を所管する専任局の創設
- *現状は建設局に属す蒼山保護局（不動産担当）、計画局に属す洱海管理局（水位・漁業担当）
- 行政・専門家・市民で構成する景観審議会の設置
- 景観行政の基本となる景観管理総体計画の策定
- 大理市自然景観保護条例の制定

中期行動

- 大理市景観都市宣言の公示

長期行動

- 景観先進都市の実現に向けた新たな施策・事業の推進

施策 4.2.2 郷土景観の保全・醸成

景観保全事業の推進

上記に基づき、蒼山および洱海の景観保全の徹底を図る。指定景勝地の拠点保存はもとより、それらの背景も含めた面的保全を図る。

また、蒼山山麓の海拔 2,200m 等高線を上限とする開発規制等による山並み景観保全を図る。

現在、蒼山索道の延伸計画（中和寺～中和峰山頂）があるが、景観保護・自然保護・蒼山の聖域保護の観点も踏まえ慎重な対応が望まれる。

さらに、湖沼生態学調査等に基づく洱海湖岸の自然・景観保護地域指定の導入などの施策を図る。

短期行動

- 大理市全域の景観調査に基づく優良な自然文化景観資源の指定と内外に向けた PR 活動（大理風光百選など）
- 幹線道路の街路樹等沿道整備の推進
- 沿道の看板広告等の規制強化

中期行動

- 「大理風光百選」の景観保全事業の推進（資源の保全、周辺・背景の保護など）

施策 4.2.3 都市景観の形成

国際文化都市大理として恥じない個性的かつ魅力的な都市景観の形成を図る。

短期行動

- 建成区に対する都市景観条例の制定
- 都市景観整備モデル地区の指定とアーバンデザイン計画の策定（下関旧市街地、湖畔地区など）

中期行動

- 景観整備モデル地区の都市緑化・都市美化・バリアフリー事業などの推進

長期行動

- 国際都市にふさわしいアメニティ空間の形成（高速道路 IC・空港・鉄道駅と都心を結ぶ幹線道路ルート空間演出）

表 II. 3. 26 大理名数一覧

| 洱海三島 | 洱海四閣 | 洱海八景 | 洱海九曲 | 叶榆十観 | 蒼山十九峰 | 蒼山十八溪 | | |
|------|------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|
| 金梭島 | 珠海閣 | 山海大観 | 蓮花 | 山腰雲帯 | 斜陽峰 | 雪人峰 | 陽南溪 | 双惊溪 |
| 赤文島 | 天鏡閣 | 金校烟雲 | 大鶴 | 晴川溪雨 | 馬耳峰 | 美峰 | 葶溟溪 | 白石溪 |
| 玉几島 | 浩然閣 | 海鏡天開 | 番硯 | 群峰夏雪 | 仏頂峰 | 三陽峰 | 莫残溪 | 灵泉溪 |
| | 珠簾閣 | 嵐靄普陀 | 風翼 | 榆河月印 | 聖應峰 | 鶴雲峰 | 青碧溪 | 錦溪 |
| 洱海四州 | 洱海五湖 | 海波漁舟 | 夢蒔 | 灵峰天楽 | 馬龍峰 | 白雲峰 | 龍溪 | 茫涌溪 |
| 青沙鼻 | 太平湖 | 海閣風涛 | 牛角 | 翠盆暈愕 | 玉局峰 | 蓮花峰 | 緑玉溪 | 陽溪 |
| 大貫棚 | 蓮花湖 | 海水映月 | 波 | 龍湫石壁 | 龍泉峰 | 五台峰 | 中溪 | 万花溪 |
| 鴛鴦 | 星湖 | 洱海映月 | 高品 | 瀑泉丸石 | 中和峰 | 滄浪峰 | 桃溪 | 霞移溪 |
| 馬帘 | 神湖 | | 大場 | 嵌岩緑玉 | 観音峰 | 雲弄峰 | 梅溪 | |
| | 瀟湖 | | | 天橋街月 | 應楽峰 | | 隠仙溪 | |

出所：大理市誌、大理史話

表 II. 3. 27 洱海と琵琶湖の対比

| 項目 | 洱海 | 琵琶湖 |
|--------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 湖名のいわれ | 耳のかたち | 楽器の琵琶のかたち |
| 湖水の形成 | 活断層の陥没 | 活断層の陥没 |
| 湖水面積 | 250k m ² | 670k m ² (洱海の 2.7 倍) |
| 湖面の標高 | 海拔 1,974m | 海拔 80m |
| 周囲の山並み | 蒼山馬龍峰 (4,122m) | 伊吹山 (1,377m)、比良山 (1,214m) |
| 地域指定 | 「蒼山・洱海」国家級自然保護区 (1984) | 「琵琶湖」日本初の国定公園 (1950) |
| 景観特性 | 「玉洱銀蒼」の地 洱海三島・洱海四州・洱海四閣・洱海五湖・ 洱海八景・洱海九曲・叶榆十観・蒼山十八 溪・蒼山十九峰 | 「湖国」の地 近江八景・琵琶湖八景・湖国百景 |

出所：JICA 調査団作成

表 II. 3. 28 風趣八景の系譜

| 八景の原理 | | | 中国の八景 | | 日本の八景 | |
|-------|----|----|-------|------|-------|-------------|
| 景 | 季節 | 情景 | 瀟湘八景 | 洱海八景 | 近江八景 | 琵琶湖八景 |
| 一景 | 春 | 夜雨 | 瀟湘夜雨 | ? | 唐崎夜雨 | 「春色」安土八幡の水郷 |
| 二景 | | 晚鐘 | 煙寺晚鐘 | ? | 三井晚鐘 | 「深緑」竹生島の沈影 |
| 三景 | 夏 | 帰帆 | 遠浦帰帆 | 海波漁舟 | 矢橋帰帆 | 「涼風」尾松崎の白汀 |
| 四景 | | 晴嵐 | 山市晴嵐 | 嵐靄普陀 | 粟津晴嵐 | 「曉霧」海津大崎の岩礁 |
| 五景 | 秋 | 落雁 | 平沙落雁 | 海水映月 | 壑田落雁 | 「煙雨」比叡の樹林 |
| 六景 | | 秋月 | 洞庭秋月 | 洱海映月 | 石山秋月 | 「月明」彦根の古城 |
| 七景 | 冬 | 夕照 | 漁村夕照 | ? | 瀬田夕照 | 「夕陽」瀬田石山の清流 |
| 八景 | | 暮雪 | 江天暮雪 | ? | 比良暮雪 | 「新雪」賤ヶ岳の大観 |

注：該当不明？ 山海大観、金校烟雲、海鏡天開、海閣風涛

八景の起源は中国宋時代の「瀟湘八景」とされる。「洱海八景」も、瀟湘八景にならって選んだものと思われる。「近江八景」は、17世紀の室町時代に関白近衛政家が中国の洞庭湖の瀟湘八景にならって選んだと伝えられる琵琶湖周辺の代表的な景観である。江戸中期の画家の安藤広重が浮世絵で紹介してからは一層よく知られるようになった。近江八景は、残念ながら現在ではほとんどその趣は残っていない。

「琵琶湖八景」は、1950年に琵琶湖が日本初の国定公園に指定されたのを受け、翌1951年、滋賀県が新たに琵琶湖周辺の美景色を県民の公募に基づき選定したもの。

出所：JICA 調査団作成

BOX 3.11 【事例紹介】滋賀県の景観保全行政の取り組み

- ◎ 景観保全行政の基本的仕組み（風景条例＋基本計画＋審議会）1) 滋賀県風景条例（1984 制定、2001 改正）
条例は、景観の保全に関し基本となる事項、総合的な景観保全施策、市町村・事業者・
県民の責務などについて制定
- 2) 琵琶湖総合保全対策行動計画（2000 策定）
景観の保全に関する基本方針
- 3) 滋賀県景観審議会（1985 設置）
設置根拠：滋賀県風景条例および滋賀県風景条例に基づく
委員構成：学識経験者及び関係行政機関職員のうちから知事が任命する
委員役割：景観保全計画の策定等◎ 滋賀県の景観行政の沿革
- 1950 琵琶湖が日本初の国定公園に指定
1965 滋賀県公園条例制定
1983 琵琶湖と洞庭湖が姉妹湖提携
1984 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）制定
1985 滋賀県景観審議会設置、滋賀県が「湖国百景」選定
1986 風景条例に基づく「琵琶湖景観形成地区」指定（琵琶湖全域と湖岸域 735k m²）
1996 環境庁の「日本の音風景百選」に、「三井の晩鐘」と「彦根城の時報鐘と虫の音」が選定
2001 風景条例の改正（景観影響調査の制度化）
琵琶湖国定公園指定 50 周年記念事業「琵琶湖の風景を考えるシンポジウム」開催

BOX 3.12 【事例紹介】日本の景観緑三法

景観緑三法とは、1) 景観法、2) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、3) 都市緑地保全法等の一部を改正する法律、の 3 法が 2004 年 2 月 10 日閣議決定された。

美しい国づくり政策大綱や観光立国行動計画等の国策と、全国での景観緑行政の進展を背景とし、景観計画等の策定により、各種の規制誘導と、景観形成事業や緑地環境整備への補助、税の適正評価等を実現手法として駆使するものである。

「景観法」

- 1) 景観に関する基本理念を明記したこと
法の目的を形式的に定めるだけでなく、基本理念として良好な景観が国民共通の財産であること、良好な景観が地域の自然・歴史・文化と人々の生活等との調和により形成されること、良好な景観は多様な形成が図られる必要があり、また地域一体の取り組みが必要であること、良好な景観を保全するのみならず新たな創造にも取り組むべきこと、等が謳われ、国の考え方をはっきり打ち出した。
- 2) 対象を都市景観に限定せず農山漁村や自然公園の景観、歴史的文化的景観についても視野に入れていること
従来景観整備というと都市景観を対象とし、それも建築表装部分を景観デザインとして扱う場合が多かったが、法案では広く景観を土地利用として、また動的に時空間としてもとらえ、ランドスケープの世界として展開することを意図している。
- 3) 法定計画として景観計画を位置づけたこと
「景観行政は地方の命題という枠組」を国が関与することで取り払うとともに、法定計画とすることで地方自治体、自治体連合、都道府県等の多様で実現性の高い取り組みを可能としている。
- 4) 景観形成における自治体や住民・事業者の活動を重視し、地域主導のシステムを導入していること
景観整備機構、景観協議会等を位置づけ、住民等と行政が協働して取り組む場を設け、また景観協定制度により住民合意による景観形成を可能にしている。

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

画期的な景観法の施行に向け、都市計画法、屋外広告物法等関係法律を改正するもので、開発許可基準や地域地区制度の追加修正や、不適切広告物の簡易除去等を規定したものである。これにより都市計画上景観行政のひとつのシンボルである美観地区が廃止され、新たに景観地区が制度化されることになった。

「都市緑地保全法の改正」

法律名が都市緑地法となり、緑地保全地域の指定、緑化地区制度の創設等を内容としており、市民協働の管理協定制度の適用拡大や緑化の義務化等、市民参加時代や地球環境時代の要請を受けた制度強化がひとつの特徴となっている。

BOX 3.13 [事例紹介] 都市景観条例

良好な都市景観を形成し保全するために、地方自治体が制定している条例。地方自治体ごとに、地域の特性に応じ様々な内容の条例が制定されているが、地方自治体の責務や市民の義務、景観形成基本計画の策定、景観形成地域の指定、大規模な面的整備や大規模建築物の建設の際に届出制度や都市景観への配慮のための協議、景観形成物の指定等を規定しているケースがある。なお、このような条例では、広告物の関する基準を定めている場合があり、それによってネオンサイン等の規制も行われており、結果的に光害の対策となっている。

3.8 戦略5：地域特性を活かした産業を重層的に形成する

大理の「地理的優位性」と「気候風土の特異性」を最大限発揮させ、産業構造の調整と産業リネージュの強化を行いつつ生産額を飛躍的に加速増加させ、小康社会の早期実現ならびに富裕社会への飛躍を目指す。

西部大開発構想では「南貴昆経済区」の一翼を担う、昆明経済核心区—大理・瑞麗—東南・南アジアの「国際経済・物流回廊」の構築を掲げている。大理はこの回廊の要として位置することから、今後、その地理的優位性を生かした政治・経済・金融・科学・教育・文化・通信・交通の総合的都市機能の集積をもたらし、新たな産業創出・産業発展の未曾有の可能性を秘めている都市といえる。

大理を「重層的産業都市」に飛揚させるため、「風土産業」をはじめ「工業」、「商業・流通」、「都市型産業」の四大政策を推進する。

表 II. 3.29 戦略5の政策・施策体系

| 政策 Code | 政策分野 | 施策 Code | 施策項目 |
|---------|---------------|---------|-----------------|
| 5.1 | 風土産業（農業）を振興する | 5.1.1 | 農業生産・バイオ |
| | | 5.1.2 | 農産物加工 |
| | | 5.1.3 | 市場形成 |
| 5.2 | 工業（製造業）を振興する | 5.2.1 | 既存工業の振興 |
| | | 5.2.2 | 市場とリンクした新規工業の形成 |
| | | 5.2.3 | 工業基盤整備 |
| 5.3 | 商業・流通を振興する | 5.3.1 | 物流基盤形成、国際市場形成 |
| | | 5.3.2 | 商業地形成、商圈拡大、商業振興 |
| 5.4 | 都市型産業を振興する | 5.4.1 | 都市開発産業（建設業） |
| | | 5.4.2 | 都市サービス産業 |

3.8.1 政策5.1：風土産業（農業）を振興する

(1) 風土産業創出の背景

北緯26℃に位置する大理地域は湿润亜熱帯気候区に属すが、海拔2,000mの高原地帯であることから常春の気候に恵まれている。また市の中心部と蒼山最高峰とは2,000m以上の標高差があることから、照葉樹林帯独特の多様な生物相に恵まれている。

大理市の農業・農村を取り巻く状況としては、次のことがあげられる。

- ① 大都市から離れた位置にあるが、大理市でも都市化の波が訪れている。
- ② 洱海周辺で農業が営まれているが、肥料や農薬などで汚染された農業排水が水系に流出し洱海が汚染される恐れもあり、環境に配慮した農業をする必要がある。

中国の他の地域の発展パターンは外資誘致によるものが多く、全国で開発区を造成し入居者を募集するというを行っている。沿海部と同じ方式では大理のような内陸部では勝てないであろうし、この方式で一旦投資が来ても、元高などをきっかけに不況になれば、外資は撤退し、後にはガラガラの工業団地と、失業が残るであろう。これは日本の農村地域や地方都市で既に経験済みのことである。

また、都市からのアクセスの良くない日本の農村地域は高齢化や過疎化などで疲弊している所が多いが、その中でも活性化している農村もある。これらの共通点は、人々の間から生まれ、地域資源を活かし、「医食同源」、「身土不二」などの思想の下に、都市との顔の見える関係とネットワークを構築し、山村にいても、世界中と情報交流がはかれるような地域である。

(2) 基本方針

このような大理の農業・農村の課題としては、独特の地域資源を活用し、洱海を中心とする環境を保全しながら、農村の人々が豊かになるための戦略が求められる。この戦略として、この特異な気候風土、豊富な生物資源、蒼山山系扇状地帯の豊かな土地と水に恵まれた農業基盤条件を最大限活かし、緑色農業技術を積極的に導入した生物資源の高度活用を図り、野菜・花卉・果実・酪農・水産資源等の振興により、大理のイメージにあった「大理ブランド」を作り上げることを提案する。「大理ブランド」には次のようなものが考えられる。

- 環境に負荷を与えない有機／緑色／無公害の農畜水産物
- これらの農産物を活かし、製造過程で環境に負荷を与えない加工食品、生活用品
- 大理の文化を活かしたもの
- 生産物資、包装や容器も過剰なものを避け、リサイクル可能で環境に優しいもの
- 多様な自生の植物資源を活かしたもの

① 「大理ブランド」の創造

大理ブランドの基本理念としては次のようなものが考えられる。

- 地球、環境や人々に優しいこと
- 農民や住民が主体的に参加すること
- 外部の資源に頼らず地域資源をできるだけ活用すること
- 大理の独特な文化資源を尊重し取り入れたものにする
- 外部とのオープンな交流と完全な情報公開

② 大理ブランドの創造と大理内外の人たちへのマーケティング

「大理ブランド」は大理の人々が、観光客や外の人たちと一緒に作り上げてゆく物である。大理ブランドをどうやって作り上げてゆくか、また、内外の人たちに知ってもらうかについて、考えられる方法を次にあげる。

- 観光客／都市住民とのネットワークによる大理ブランドを創造する。ネットワークは「大理倶楽部」の会員になってもらう。
- 「大理ブランド」はどのようなものがふさわしいか、推進するにはどうすればよいかを検討する、市民や観光客など外部の人も参加した「大理ブランド」推進委員会を設置し、自由でオープンな討論のもとに、「大理ブランド」のイメージの醸成、市民の間での「大理ブランド」運動の啓蒙や意識の醸成を図る。
- 「大理ブランドマーク」を作り、その基準を市民参加の下に作成する。基準には生産過程、製造過程、使用原料、管理方式、認証方法などを定める。
- 大理文化を昇華させるための、建築家、画家、陶芸家、写真家など芸術家の集まる芸術家村を設置し、また大理学院にも大理学部芸術学科を設置する。これにより大理ブランドを国際的にも遜色のないブランドとして洗練させる。
- 地元民と都市住民／観光客による「地元資源発見ツアー」による地元学の振興と地域資源の再発見を行う。
- ホームページなどで人々が主体で市をあげての取り組みを積極的に公開し、情報発信を積極的に行う。：生産者のストーリーなど
- 大理古城の外人街などのメインストリートに大理ブランド・アンテナショップを設置し、情報発信をする。
- 世界各国のガイドブックにのせるための PR：観光ガイドライターのためのツアーの企画、日本の「地球の歩き方」「Lonely Planet」などの改訂時期にあわせ、観光客に投稿してもらう。

(3) 主要施策

施策 5.1.1 農業生産・バイオ

多様な地域資源の見直しや植物遺伝子源の保全と高度利用

○ 地域資源の再発見と大理学の創造

大理には多くの自然資源、文化資源など地域資源があるが、地元の人気がつかないが、外部の人から見れば大変な資源であることも多い。これらの資源を、都市や観光客と地元民による「地域資源探索ツアー」などを企画して、地域資源の再発見を行う。大理学院も参加し、このような活動を通して、「大理学」を発展させてゆく。

○ 大理の多様な生物資源の見直しと保全

地域資源の中でも大理には、多様な生物資源がありこれを見直し、保全してゆく。専門的な見地からのサポートを得るため昆明植物研究所との連携を行い、調査、スクリーニング、保全方法の研究を行う。また、大理学院に植物遺伝子源学科を設立して、大理州の遺伝子源調査の前線基地とする。

施策 5.1.2 「大理ブランド」の具現化

有機／緑色／無公害農産物やこれらを活用した加工品生産の推進を図る。

これには、①大理市の都市化に伴い需要の拡大の見込まれる、有機／緑色／無公害野菜など付加価値をつけた近郊農業産品、②沿海部などの大市場をにらんだ無公害農産物・酪農製品、③これらの公害／緑色／有機農産物を活用した無公害／緑色／有機加工食品などがある。その推進の仕方の例は次の通りである。

①人づくり

- 農民の啓蒙：なぜ必要なのかを理解してもらう。農民の中での話し合い、意識を醸成する。
- ターゲット層の都市住民や観光客にも参加してもらい話し合い、都市住民や観光客が何を求めているか、どのような形態を求めているか、直接購入する気はあるかなどを知る。
- リーダーを育成し、どのような形態でやればよいか検討する。
- ファシリテーションに大理学院などが参加し、地域社会への参加の機会をも持つ。

②土づくり、生産技術指導

- 農業生産を減農薬・減化学肥料から無農薬・無化学肥料へ転換していくには、土づくりが基本であるが土地ごとで異なるので、土地に適した方法を研究する。当初はモデル地域で実証試験を行う。技術的なサポートを農業技術ステーションなどが行う。
- 酪農では、林間放牧による健康な牛の飼養とそのため研究、指導を行う。
- 加工については、各地で伝承される伝統的な技術の見直しや収集、古老による技術講習会による伝承などを行い、農家や市民ができる物からはじめて次第にレベルを向上させてゆく。また、大理学院に自然資源活用学部や環境学部を設立し技術の向上や人的資源の育成を図る。

施策 5.1.3 市場形成 マーケティング：観光地／都市住民とのネットワークを構築する

当初から参加してもらった都市住民を中心に都市住民と直接ネットワーク「大理倶楽部」をつくり、直接買ってもらう仕組みを作ってみる。ここから何をいつどのくらいつくれば良いのかという情報を知る。このネットワークをコネだけに頼らないオープンなネットワークとしてゆく。情報発信のためのホームページや、アンテナショップの検討などを行う。コアとなる物流は誰がやるのか、農民グループでやるのなら、政府の融資制度なども検討する。

また、農村と都市のネットワークの中から、生活廃棄物である家庭用生ゴミを減らし、堆肥としてリサイクル仕組みを作り上げ、地域をあげた生活の中での循環型社会を目指す。これにより、処分場に処理する廃棄物を減らし、水質汚染を防止し、できた堆肥を有機／緑色／無公害の農作物生産に活かす。このために、生ゴミの処理、回収の指導、回収した生ゴミを分別し堆肥とする堆肥センターを設置し、このための技術指導や資金支援も行う。

BOX 3.14 【事例紹介】沖縄独特の食材を活用しブランド形成に成功した健康食品産業の集積

- 1) 健康食品に対するニーズの高まりと「沖縄ブランド」により成長
- 2) 産学連携による積極的な製品開発

1) 沖縄の伝統と食材を生かし発展する健康食品産業

沖縄県には、2003年現在、41社の健康食品産業がある。(沖縄県健康食品産業協議会会員企業)

沖縄は薬草の宝庫であり、中国の「医食同源」の思想を受け継ぎ、古くからその効能などが伝承されてきた。沖縄の人々の平均寿命が長いことも薬草を含む食材の効能によるところが大きいと考えられている。このように多彩な食材と長寿のイメージを背景に、多くの健康食品関連企業が立地している。

健康食品の内訳としては、ウコン茶やグアバ茶などの健康飲料、ウコン類・もろみ酢・モズク類など様々である。こうした健康食品の売上高は2002年には130億円に達している。近年の健康食品関連市場の成長につれて、事業者数・商品数・売上高ともに増加している。

沖縄県では、沖縄総合事務所経済産業部によって「OKINAWA型産業振興プロジェクト」が進められている。これは、情報関連・加工交易・環境関連・健康関連の4分野を対象に、産学官連携の構築や参化企業に対する研究開発の支援になどによって産業クラスターの形成を目指すもので、経済産業省の「産業クラスター計画」の一つになっている。また、財団法人・沖縄県産業振興公社は、専門コーディネーターの活動を通じて企業間や産学間の連携の促進に取り組んでいる。

2) 沖縄産素材へのこだわりと積極的な研究開発・・・沖縄発酵化学の例

健康食品企業の一つに(株)沖縄発酵化学がある。アガリクス関連商品・ウコン関連商品などの健康食品を製造・販売する企業で沖縄県糸満市にある。県内・県外の出荷が半々で、県内の量販店・物産展や通信販売などの販路がある。売上高は2000年の21億円、2001年の25億円、2002年の32億円と年々増加している。経営が軌道に乗るきっかけは、1991年にアガリクス茸の大量栽培技術を確立したこと、同年地域企業グループに参加しグループ企業の量販店と商品販売について連携するようになったことである。高齢化社会と生活習慣病の増加による健康に対する関心の高まりも売上増加の要因となっている。

沖縄発酵化学は、県内産の原料にこだわった商品づくりをしている。国外などの素材を使わず、県内の農家に素材の栽培を委託し、それを使って製造している。これは、顧客の沖縄産に対する評価と信頼を大切に、沖縄産による「沖縄ブランド」を確立してゆくことが大切と考えているからである。

また、研究開発にも力を入れている。設立当初から高い技術を持った研究スタッフを積極的に採用している。琉球大学をはじめ、東京大学や九州大学と基礎研究について連携しており、さらに国内健康食品メーカーとも共同研究を進めている。

出所：「成長を創る産業集積の力」(地域の経済2003)内閣府政策統括官(経済財政分析担当)

3.8.2 政策5.2：工業（製造業）を振興する

(1) 基本方針

① 大理工業の将来像

滇西地域における生産拠点、インドシナ市場に向けた中継加工基地、飲料を中心とした食品加工基地の役割を確立する。

② 戦略目標

雲南南西部の中核都市としての生産拠点の役割を強化するとともに、大理市の自然と文化を活かした産業を創出する。そのうえで大理ブランド確立(イメージアップ)を実現する。

③ 工業発展シナリオ

短期： 煙草産業など既存基幹産業の強化・拡大、投資誘致による工業発展。煙草産業については製品開発、マーケティング強化など競争力強化を図る。事業基盤の整備、新規産業の創出支援により次のステップの工業発展の基盤作りを図る。

中期： 食品、繊維、日用品、建材などを中心に周辺地域向け生産が拡大。インドシナ半島への輸出品の中継加工が拡大。製菓産業、煙草関連産業の事業多角化など新たな産業も生まれる。

長期： 滇西地方における生産拠点としての地位を確立する。西部地域、インドシナ半島向け生産拠点としての役割も拡大する。さらに大理の伝統、資源、文化を活かした新規産業が新たな成長の牽引役となる。最終的には、工業生産に占める煙草産業のシェアは低下する。

(2) 主要施策

施策 5.2.1 既存工業の振興

① 飲料を中心とした食品加工基地の整備

原料の供給から最終製品まで一貫した食品加工の体制を確立する。現在、大理市にはワハハ、大理ビールをはじめ大手飲料メーカーが立地しており、新たな投資も続いている。(蒼山の水が一つの誘引になっている。また、ある飲料メーカーは大理において牛乳を購入して乳飲料を製造しており、別の大手飲料メーカーは中国南西部において牛乳からミルク・パウダーを作り、全国に供給する計画を有している。) 酪農農家の拡大などにより原料供給から最終製品まで一貫した飲料加工基地化を図ることは、農民の所得向上や新たな就業機会にもつながり大理の発展に資するものと考えられる。

また、所得向上、国際化のなかで中小食品メーカーは消費者ニーズの変化や需要の多様化に対応できないでいる。地方の中小食品メーカーは大手メーカーとの厳しい競合に直面することになる。周辺地域への食品供給拠点として中小食品メーカーの強化を図ることも検討すべきである。

- 原料供給体制の整備
- 投資誘致活動の継続
- 食品関連サービス企業（包装、物流、検査などの業種）の拡大
- 食品加工に適した自然・生態環境の維持
- 中小食品メーカーへの支援（製品開発、パッケージング、マーケティング、共同事業促進等の分野での支援）

② 伝統産業の再生

大理自治州には木工加工、繊維など伝統産業が存在する。こうした企業は規模も小さく、製品のデザイン・品質も良くない。こうした伝統産業の技能基盤を活かしながら近代化を図る。例えば、ミャンマーの木材を利用した家具等木製品の加工基地の整備が一案として挙げられる。また、観光に関連して地域食材・食品、地域生産品の利用・販売の促進も図っていく必要がある。

③ その他

製菓産業についても、原料の供給、研究開発、製造まで一貫した生産体制が整備されるよう支援を行なっていく。

施策 5.2.2 新規工業の育成、市場形成

① 大理自治州など周辺地域の産業の大理市への集約化

大理自治州内の自動車組立工場が大理市に新工場を設立している。これは周辺市場に農村向けトラックを生産するものである。関連下請け企業の大理市への進出も考えられる。大理市の物流面でのメリット、企業向けサービスの充実度などを訴求することにより、周辺地域のメーカーの移転を促進する。これにより地域における生産活動の中核的機能を強化する。最終製品メーカーだけでなく関連産業の集約化も促進し、産業リンケージの強化も図る。

- 企業向けにサービスを提供する企業の振興（物流、情報サービス、印刷、教育訓練、コンサルティング等のサービス）
- 企業間のネットワーク化促進
- 中小企業向け工業団地の整備
- 物流インフラの整備
- 業界団体の設立促進
- 人材の再訓練

② 周辺市場・東南アジア市場の開拓

大理市に進出する大手企業は、雲南省市場への供給を主たる目的とし、一部は省外へも販売している。こうした周辺市場の市場拡大、コスト競争力向上による販路拡大は重要となる。

- 物流システムの改善、流通システムの向上などを通じて周辺市場を拡大する。
- 卸、商社を誘致する。もしくは、既存の卸企業の能力強化を図る。
- 周辺地方へのマーケティング活動を強化する。
- ミャンマーへの物流システムを改善する。
- 商談会、フェアを通じた東南アジアとの交易拡大を図る。

③ 環境とマッチした工場立地整備

観光産業や自然環境と調和のとれた工業化が求められる。そのため、工場立地も観光開発計画、都市計画と合致するように洱海周辺を避ける。また、既存企業についても景観、排出物等についても環境にマッチするよう条件付けていく。

施策 5.2.3 工業基盤整備

① 工業振興策：工業開発区の整備

西部地域、インドシナ半島での販売を目的とする企業投資の誘致、周辺地域の企業の工場移転を促進するためには、工業開発区の整備が重要となる。以下の施策により工業開発区の整備を行うことにより、投資を促進するとともに企業の発展を支援する。

- 物流センターの設置、企業向けサービス企業の誘致を行なうことにより、滇西地方における生産拠点としての機能を強化する。
- 中国製品のインドシナ半島向け輸出の中継加工基地として機能するための必要なインフラ整備を行う。
- 保税地域（フリー・トレード・ゾーン）を設置し、ミャンマー等からの輸入原材料（木材、農産品など）の加工基地としての役割を付与する。
- 中小企業団地を設置する。中小企業団地には大理市内、大理自治州からの中小企業の移転促進、及び新規創業を促進する。

② 企業支援活動の強化

大理市における産業集積の促進と産業リンケージ強化のために以下のような支援活動を実施する。

- 工業開発区に隣接するかたちで企業支援センターを設置し、市場情報の提供、企業間のネットワーク化促進、輸出支援、企業経営の指導などの活動を行う。
- 創業支援活動の強化を図る。インキュベーション・センターの設置、技術導入支援、産学交流・連携の促進などを行う。
- 伝統産業の近代化を支援する。伝統産業の近代化を図るためにデザイン向上、技術向上、マーケティング強化を支援する。IT 導入支援、IT 活用指導、IT 研修など IT 化も促進させる。
- 中小企業支援活動の強化を図る。

3.8.3 タバコ産業（追加研究）

(1) タバコ産業の現状

雲南省は中国第 1 位の葉タバコ産地（2002 年度 71.8 万トン、全国シェア 29.3%）、紙巻きタバコ製造地（610.3 万箱、全国シェア 17.6%）である。現在中央政府主導で進められている「36 社体制」を柱とする構造改革は雲南省内の巻煙廠にも及んでいる。玉溪の紅塔集団が遼寧省、吉林省、海南省の巻煙廠を、昆明巻煙廠が山西省、内蒙古の巻煙廠を傘下に収めただけでなく、雲南省内部でも 2004 年 4 月 6 日の曲靖巻煙廠と会沢巻煙廠との合併（会沢が曲靖の支社に）を手始めに、省内 9 つの巻煙廠を 4 つに統合することになった。2004 年度は目標を国内販売量 610 万箱以上、輸出 6 万箱以上と設定している。既存の 36 ブランドを 30 ブランドに圧縮し、製造・販売量を現状のまま維持しながら、20 億元の産業利税増収（総額 350 億元）を達成するとしている。

大理州は雲南省の葉タバコ生産量の約 7.9%（省内地区では第 7 位）、紙巻きタバコ製造高の 4.9%（同 6 位）を占める。雲南省内の昆明市、曲靖市、玉溪市、紅河州などと比べると、葉タバコ生産においても、紙巻きタバコ製造においても見劣りがする。しかしながら、タバコ産業が大理州・大理市経済に占めるウェイトは大きい。大理州の 2000 年度葉タバコ栽培による売上高は 4 億 6,152 万元に及び、農業特産税と増値税により 1 億元の収入がもたらされた。また、同年の紙巻きタバコ製造による工商税収は 8 億 5,700 万元、販売による営業税収は 2 億 4,929 万元に及んでいる。

中国におけるタバコ産業再編の波は大理市にも影響を与えている。大理市の所管する大理巻煙廠（2000 年製造量 37 万箱、従業員 1,995 人）は、1995 年 9 月以降紅塔集団からの資金・人材・技術援助を得て、「伝人」、「美登」、「三塔」といった地場のタバコを生産していたが、2005 年 1 月 1 日より正式に玉溪市の紅塔集団（玉溪巻煙廠）内の一工場という位置付けになる。これに伴

つて、大理卷烟廠で製造される紙巻きタバコのパッケージには、「雲南玉溪紅塔集團大理卷烟廠出品」というクレジットがつけられることになる。また、これに伴い「三塔」ブランドが廃止されることとなった。

(2) タバコ産業戦略

中央政府主導による国内タバコ産業の集約化、省際障壁の撤廃という方向性は、強者支援の政策である。原料である葉タバコ栽培において大きな比較優位を持ち、また省内に紅塔集團や昆煙など全国的な紙巻きタバコ会社を持つ「両煙大省」雲南省においては、現在の GDP に対するタバコ産業の貢献度の高さは当面の間維持されると考えられる。大理タバコ産業戦略としては、葉タバコ生産及び紙巻きタバコ製造の両面から以下の戦略を提示したい。

1) 長期的な視野に基づいた葉タバコ農家支援策を実施すること

葉タバコを栽培する農民を取り巻く環境は変化している。雲南省において葉タバコ栽培が急速な伸びを見せた理由は、気候適性（海拔、日照、土壌）並びに他作物と比較した場合の収益性の高さによるところが大きかった。しかしながら、近年の都市部との交通アクセスの向上によって、これらの比較優位も失われつつある。特に都市周辺部では、より収益性の高い野菜の作付けの増加、若年層の都市部出稼ぎによる稲作への転作が増えており、葉タバコ栽培の魅力も薄れてきている。近い将来、全省的に良質な原料の供給確保が課題となると考えられる。

このような課題を解決するためには、これまで葉タバコ栽培を行っていなかった山地の積極利用、タバコ専業農家による栽培の集約化、郷鎮など遠隔地への栽培拡大を検討する必要がある。葉タバコ栽培を管轄している大理州タバコ専売局を中心とした取り組みがなされなくてはならない。

2) 既存ブランドの品質・認知度を高め、製造量を拡大すること

大理卷烟廠が紅塔集團玉溪卷烟廠の一工場となった場合の影響は未知数である。大理卷烟廠が法人資格を失うことで、法人所得税・教育付加税・都市維持建設税・不動産税などの税の減収が考えられるものの、紅塔集團のもとで紙巻きタバコの製造量が増加すれば、製造時に徴収される消費税（企業販売総額の約 49%）が増収となるからである。

大理卷烟廠は 1995 年から紅塔集團との提携を行っている。今後も紅塔集團の高い技術を活かしながら「美登」など既存ブランドの品質・認知度を高めることに成功すれば、全国的な販売量が拡大し、大理市にとっても雇用確保・税収増加に繋がる。

BOX 3.15 中国におけるタバコ産業

中国において、タバコ産業が急速な発展を見せたのは 1980 年代半ばからである。現在中国には 3 億 1,000 万人の喫煙人口がいると言われており、これは先進国全体の喫煙人口に匹敵する。タバコ産業に対しては、専売制が維持されており、葉タバコ生産から紙巻きタバコ製造、小売店への販売認可に至るまで、国家統制のもとに置かれている。その大きな理由は、タバコ産業の国家税収への貢献度の高さにあると考えられる。2002 年度のタバコ工商税収入は 1,456 億 2,900 万元（前年比 20.54%増）に達している。これは、同年度の国家財政収入 18,914 億元の 7.7%、税収 17,004 億元の 8.6%にあたる。

タバコ産業は原料である葉タバコの生産（農業）及び製品としての紙巻きタバコ製造（製造業）、そして販売という側面を持っているが、いずれも近年大きな変革の波に晒されている。

葉タバコ生産に関する大きな変化として、税制改革の影響が挙げられる。温家宝総理が第十回全人代第二次会議での政府工作報告で、5 年以内の農業税廃止を明言しており、葉タバコ栽培への農業特産税も廃止されることとなっている。これによって税収を得ていた地方政府にとっては、葉タバコ栽培を支援するインセンティブが減少することになる。

製造面に関しては、国家タバコ専売局の指導により、タバコ産業の集約化、競争力強化のために、グループ制の導入を柱とした業界再編が進められている。タバコ産業は地方税収に占める割合も高く（地方政府の可処分所得の 8%前後）、地方政府にとっての貴重な独自財源となっているため、地元の工場を手放すことへの抵抗は大きく、小規模工場の乱立（約 180 工場）という状況が続いてきたが、2005 年には 36 社体制になることが決まっている。

販売面に関しては、タバコ販売における省間障壁を取り除くことを目標として、2004 年からタバコ産業に関しても、省級の「工商分離」（タバコ製造の販売の職能の分離）がなされ、これまでのタバコ総会社に代わって、新たにタバコ工業会社とタバコ販売会社が誕生した。製造元と販売元を分離することで、地元の権益だけに囚われず省外産でも「売れる」タバコを優先的に売る（販売収入追求）インセンティブを導入した。

2000年の中国 WTO 加盟後もタバコ専売制は維持されることが合意されたため、市場開放即外資参入という図式は当てはまらない。しかしながら、地方の権益が強く、市場原理から離れたところにあった、タバコ産業に対する近年の矢継ぎ早の改革を見ると、外国タバコの輸入関税率（40%から25%）の低下と、将来の市場完全開放による競争激化懸念が大きく影響していることは想像に難くない。

3.8.4 政策 5.3：商業・物流を振興する

(1) 基本方針

省都の昆明から400kmも離れた都市として商圏の面積は広く、また競合する都市もないため独立した市場圏を持っており、将来地域経済の向上により消費水準が上がれば発展の期待できる市場である。雲南省南部からはミャンマーおよびタイ、ベトナム、ラオスへのアクセスが可能であり、それぞれの国の地域市場も商圏として取り込める地域的優位性も持っている。

問題は長距離輸送のための物流コストが加算されても十分な競争力をもつような産品を生産することができるかどうかであるが、同市の産業振興と抱き合わせで戦略的に検討する必要がある。生産物の付加価値を高めるために必要最低限の生産費用は切り詰めることが難しいことより、価格に反映される物流コスト分の無駄を無くし、効率的な輸送システムを構築する必要がある。同市の主力産業は食品加工業、高効率農業、漢方薬剤の生産などの人間の健康に関わるものであるため、特に鮮度を重視した輸送経路の最適化や輸送方法（コールドチェーン）などの物流を高度化させることは付加価値を高める上で焦眉の急である。

さらに、開発に伴うモータリゼーションの進展により、一部に野放図な輸送車両の運行が散見され、今後の状況次第では都市交通機能の麻痺に伴う主力産品の物流が停滞し、同市の産業の競争力が低下することが考えられる。これに対し、なんらかの対策を早急に打たないと、食料品加工、農産品に依存している同市は長期的に見て都市全体の成長が停滞する可能性が予測される。

また、観光業が同市にとって重要であることは明らかであるが、一部に過度の商業主義が散見され、麗しい大理のイメージが損なわれると同時に、旅行業に携わる人々の倦怠感や観光サービスの低下が見て取れる。旅行者の視点に立って大理を訪れることの付加価値とは何かということ徹底して考察すべきである。例えば、大理の土産物に関して言えば、藍染や銀の民芸品は世界中に溢れかえっており、目の肥えた旅行者にとっては購入する対象にはならない。特に最近では東南アジアからの旅行者が増えているが、これらは非常に芸術性が高く質の良い民芸品を産出する国でもある。デザイン面で民族固有のモチーフなど施した物語性がある民芸品は、小売業者の商品知識や提案能力を高めることによって旅行者へアピールする可能性があるものもあるが、現在の販売状況では有効なメッセージを発することができない。

従って、以上に述べた産業振興のための商業、物流上の問題点を念頭に置き、以下の施策に取り組むものとする。

(2) 主要施策

施策 5.3.1 物流基盤、国際市場形成

1) 物流基盤形成

大理市の農業・食料品生産基地と広域市場をつなぐ物流センターの創設

まずは、市内全域の農業、食料品生産基地をつなぐ配送、集荷ネットワークを構築する。その際には市内下関や開発区などの中心部を避け、無用な渋滞を引き起こさないような経路を選択すべきである。行政的には流通網を運行する際の通行規制の問題、無許可の輸送トラックとの過当競争をクリアするために輸送業者を選別する基準を政府当局は明確に提示し厳格に適用する必要がある。これには市内の渋滞による全体の便益の損失や環境問題を緩和する意味も含んでいるが、他方で、物流がサービス産業として成り立ち、広域で商取引が円滑に行われ拡大するためには、商品が人の手によって運ばれる際に壊れたり紛失しないで確実に届くという単純なことが結局のところ最も重要であるからである。また、一定の基準をクリアし、営業許可を与えられた輸送業者が、新設する物流センターを利用することによって、以前と比べ明らかな便益を享受しなくては、集積によるコストダウンによる物流機能の発展も見込めないという点も重視すべきである。

また、多品種小口輸送の需要が高まっている現在のニーズ状況を考えると、道路による輸送に対して飛躍的に需要が高まると考えられる。また、同市の食料加工品、無公害野菜等の売り先は市外の遠隔地にあることから、アクセス上の利点を最優先して南部の高速道路に近い場所に建設することが重要である。したがって、市内の道路混雑を回避するという意味も含め、大・中・小型のトラックのためのトラックターミナルを擁する物流センターの立地は市内外縁の高速インターチェンジの周辺が望ましい。またこの物流センターは、上記のトラックターミナルの他、積み下しのための施設、卸売市場、倉庫、貯蔵槽、貯木場、荷さばき場、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業者等の事務所などのハード施設を有する。さらに荷物の流れの管理・調整を行う情報管理センターが必要となる。

資金面では、政府による基本的なハードインフラに対する出資に加え、個別の建築物などは物流専門の民間企業が中心となって投資し、卸売業者、地域内小売業者、輸送業者、倉庫業者、等が共同参加する形をとるが、短期間で採算がとれる集積と利用率、さらに市内の交通渋滞の軽減を達成するには、政府側が参加者に対し、明確なインセンティブを公平に与える必要がある。また、市場拡大、発展を阻害するそもそも原因に立ち返れば、物流センターによって様々な業者の協業化を図ることの重要性を忘れてはならない。したがって、サービス手数料は初期段階で高く設定してはならず（利用状況に応じて段階的に改定も可能）、さらに物流センターの利用頻度に応じてサービス手数料の割引を与え、原資の少ない小規模の業者に対してもルールを順守するかぎりオープンにしておくなどの措置も必要である。

物流センターの機能としては、発注、受注、包装、加工、取引、一括配送のための荷物と輸送業者とのマッチング、GPSによる輸送トラックの管理等を含めると共に POS (Point of Sale) システム、データ解析等の最先端物流技術を採用した需要モニタリングシステムを備え、精度が高く効率的な付加価値のある情報処理・管理が不可欠である。これらの情報を物流センターに参加している業者に提供する機能を経験豊富な物流専門の民間業者が担うことが望ましい。参加する卸売業者は物流センターが提供するデータ解析の結果によって、取り扱う農産物や商品の流れを把握することによって、一括輸送によるコストの低下のみならず無駄のない仕入れの計画が出来るため、市内での流通業務のためのコストや時間が浮いた部分を遠隔地におけるマーケティング能力強化、市場拡大のための宣伝活動に回すことも可能であり、物流センターの利用をさらに促すことになると考えられる。また、个体経営の輸送業者も物流センターによる多数の卸売り荷物の一括配送のマッチングのために、今後専門的な 3PL 業者に発展的に進化し、さらに輸送能力が高まる可能性もある。

2) 国際市場形成

インドシナ市場を目指した戦略的物流網形成

インドシナ市場を目指した効率的なインフラ整備と物流網の形成は FTA の実現とインドシナ開発（回廊計画）を前提にした場合、大理市経済の将来にとり非常に重要な投資となる。新設する物流センターは市内や国内のネットワークを充実、効率化させつつ、将来需要が増えると思われる国境を越える広域物流網を念頭において、卸売業者、小売業者、輸送業者などの競争力強化を計らねばならない。自国のみならず周辺国の WTO 加盟、FTA の拡大など将来のインドシナ市場がどのような発展を遂げるかの予測を行ない、タイやインドからの競合的アクセスとのマッチング評価を行なってこの戦略立案を進める。昆明まではルートが既に存在する事を考えると今後の重要な課題としては瑞麗からマンダレーへのルート、西双版纳からメコン川（瀾滄江）経由ビエンチャン、景洪から陸路ビエンチャン、等のアクセスルートの開発を進める必要がある。さらに、周辺国内においての輸送が円滑に行われることも重要であることから、ルートの開発と貿易拡大に伴い、将来的には物流センターに参加している卸売業者等が大理市の貿易振興のための専門事務所を周辺国に戦略的に配置し、輸出入貿易の手続き代行業務や自国産品のマーケティングを行うことも一案である。

施策 5.3.2 商業地形成、商圈拡大、商業振興

1) 商業地形成

短期行動

- 下関地区商工会の共同事業による魅力ある商業地形成の推進

中期行動

- 大理州を広域商圏とする商業センター機能の誘致・集積（下関地区の中・長距離バスターミナルとリンク）

長期行動

- 滇西地方を広域商圏とする商業センター機能の誘致・集積（長距離バスターミナル、鉄道駅、空港とリンク）

2) 商圏拡大

短期行動

- 大理市域⇒大理州域へ商圏の拡大化を図る（人口 60 万人⇒330 万人）

中期行動

- 大理州域⇒滇西地方へ商圏の拡大化を図る（人口 330 万人⇒1,080 万人）

長期行動

- 滇西地方⇒インドシナ諸国へ商圏の拡大化を図る

3) 観光業に関わる小売業者の販売能力向上

古城地区の観光小売業者の経営指導・人材育成など経営近代化の支援

観光商業区大理古城における小売業者のレベルアップは不可欠である。そもそも、土産物の卸売り業者と小売業者の店舗区画を物理的に分けることが重要であり、現在の混在した状況では不当競争により、卸売りととの差別化が難しく、小売業者の販売能力向上が捗らないといった悪循環に陥った結果、商業区全体としての経済損失が大きい。小売り業者の専門化、高度化をはかり、商業地区に付加価値をつけるためには、まずは都市整備としての物理的な卸売り機能と小売り機能の明確な棲み分けが必要である。

また、区画分けした場合でも個々の小売り業者は既得権益に胡座をかくことなく、自らの顧客データを収集、分析し、さらには都市的な生活スタイルを自らの販売商品を通じて提案できるような商業的な高度化を目指さなくてはならない。消費者の購買力が向上すると、より高級品を嗜好し、それに即座に対応する小売り業者は売り上げが伸びてさらなる好循環に入る。このような購買力の向上をとらまえ、売り上げの伸びにつなげるためには、消費者の嗜好の変化に応じて買付けルートもすばやくきめ細かに変化させなくてはいけない。また、商業地区の販売員は消費者とのインターフェイスである利点を生かして、新商品の提案を行い、顧客を引きつけるために、各国の旅行者の嗜好にアンテナを張って情報を収集しておく必要がある。

しかし、そこには旅行者との間の言葉の問題、商品知識の問題、消費者に対する商品の扱い方や使い方、コーディネート方法など提案能力の問題、販売の過程で気付いた消費者の嗜好や希望に速やかに対応する能力や、それを経営者側にフィードバックする改善提案能力などを克服すべき多くの販売上の課題がある。このためには「売る」という行為は専門的な能力が不可欠であるといった経営者の発想の転換が必要であり、旅行者に直接対する販売員への基本的マナーを含めた各種の販売研修が不可欠である。

3.8.6 政策 5.4：都市型産業を振興する

(1) 基本方針

50 万人規模の大都市形成に向け、今後都市インフラ建設需要ならびに市民に向けた都市サービス需要が予測される。

- ① 膨大な都市開発産業の創出（GDP の 10% 産業）
- ② 膨大な都市サービス産業の創出（GDP の 15% 産業）

(2) 主要施策

施策 5.4.1 都市開発産業（建設業）

短期行動

- 行政体制の強化

組織改革・強化（州・市政府内、建設・不動産組合等）、条例等の整備・拡充、建設経営のノウハウの蓄積、産官学の識者による審議会・研究会の設置

- 公共事業部門
道路交通網、上下水道・電気ガス、住宅・公園・文化施設など公共事業長期計画の策定
 - 民間事業部門（建設業・不動産業の誘導）
組織化による経営の合理化、合併、協業化等の企業連携の強化、企業体質の近代化等の支援
- 中期行動**
- 多様化・高度化する建設需要に対応し技術力・経営力の強化を図るため、技術開発やIT等の先進技術の活用、技術者等の育成の支援
- 長期行動**
- 新たな建設需要に伴う経済・雇用効果の拡大に向けた制度・事業の推進

施策 5.4.2 都市サービス産業

短期行動

- 行政体制の強化
組織改革・強化（州・市政府内、サービス業組合等）、条例等の整備・拡充、経営のノウハウの蓄積、産官学の識者による審議会・研究会の設置、公共サービス事業長期計画の策定
- 教育・福祉・医療・公共交通など公共サービス部門の官民の機能分担の確立
- 民間サービス業の起業化・創業化推進の積極的支援

中期行動

- 都市サービス部門の民営化の推進

長期行動

- 都市サービスの多様化・高度化に伴う経済・雇用効果の拡大に向けた制度・事業の推進

3.9 戦略6：大理を国際観光交流都市に飛揚させる

自然・歴史・文化資源の多様性や風光明媚の地を活かした観光都市・大理をさらに前進・発展させ、中国を代表する高品位・高品質な観光産業を創出し、大理の基幹産業の一翼を担い続ける。また観光産業に連携し、「大理文化ブランド」ともいえる新文化産業を興し、全国的・国際的な情報発信と交流拠点の形成を目指す。

大理を「国際観光交流都市」に飛揚させるため、「観光産業」と「文化産業」の二大政策を推進する。

表Ⅱ.3.30 戦略6の政策・施策体系

| 政策 Code | 政策分野 | 施策 Code | 施策項目 |
|---------|--------------------------------------------|---------|----------|
| 6.1 | 観光産業 国際観光リゾート都市の形成 | 6.1.1 | 観光行政の強化 |
| | | 6.1.2 | 誘致活動の推進 |
| | | 6.1.3 | 観光商品の拡充 |
| | | 6.1.4 | 観光地整備の推進 |
| 6.2 | 文化産業 情報発信基地として大理文化ブランドの形成 (新文化産業の創出) | 6.2.1 | 知的交流産業形成 |
| | | 6.2.2 | スポーツ産業形成 |
| | | 6.2.3 | 文化情報産業形成 |

3.9.1 政策6.1：観光産業《国際観光リゾート都市の形成》

(1) 基本方針

大理観光の沿革は、表Ⅱ.3.32と表Ⅱ.3.33に示す通りである。

大理市の観光は1990年代に大きく成長し、観光客の年間の訪問者数は、1990年から1999年の間に200万人から500万人に倍増した。2000年代に入ると400万人台で推移している。

2002年には大理市を訪れる国外観光客は、雲南省を訪れる観光客の11%を占め、昆明、麗江に次ぐ数値となっている。また、観光の大理市経済への貢献も大きい。大理市旅游局によれば、

2002年の観光収入は18.8億元で、市のGDPの25%に相当している。これらの事実から、大理の観光はすでに確立された位置にあると言える。

この先、大理市の観光が目指す目標は次の2点である。

① 観光を一段高いレベルに引き上げ、「雲南省の主要観光地」から、香格里拉走廊、さらにベトナム北部、ラオス、ミャンマー、タイ北部の少数民族モザイク地帯の自然・歴史・文化を結ぶ国際旅游大回廊の主要観光地にすること。

② 現在の歴史文化環境と自然環境を維持し、持続的な観光を可能にすること。

以上の認識を踏まえ、以下の施策を積極的に遂行する。

表Ⅱ.3.31 大理観光の沿革

| 時代区分 | シナリオ | 旅游開発行政 | 旅游資源の検証・認証 |
|------|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 起 | 唐・宋 | 大理文化の基層形成 (南詔国・大理国) | |
| 承 | 元・明・清 | 大理文化の踏襲・継承 文人墨客の来訪 | 風花雪月の地 風光明媚の名数化 |
| 転 | 共和国 | 大理文化観光の再評価 近代的観光の形成 古城鎮ブーム ディスカバー中国 | 1982 国家級歴史文化名城 1982 国家級重点風景名勝区 1984 国家級自然保護区 |
| 結 | 21世紀 | 大理観光の更なる躍進 | 世界遺産準備室設置 |

注：★大理旅游度假区

雲南省では、昆明、麗江、西双版納、大理の4つの風景名勝区に設立（保山市の騰冲地熱火山風景名勝区）1993年6月、雲南省政府の批准により大理旅游度假区が確立された。

位置は、大理古城の西側の国道214号と蒼山山麓の標高2,200mにかけた丘陵地で開発面積は26km²。

北端は靈仙溪、南端は葶苈溪 15km×1.5km

①風景区、②観光スポット、③テレビ映画娯楽、④総合サービス、⑤文化、⑥教育、の6機能区が配置される。

出所：JICA 調査団作成

表Ⅱ.3.32 大理市の観光客数・観光産業収入の推移

| 年次 | 観光客数（万人） | | | 観光収入 （億元） |
|------|----------|-----|-----|--------------|
| | 合計 | 国内客 | 国外客 | |
| 1990 | 200 | | | |
| 1998 | 427 | 421 | 6 | 10.9 |
| 1999 | 500 | 490 | 10 | 14.6 |
| 2000 | 445 | 434 | 11 | 14.8 |
| 2001 | 456 | 443 | 13 | 16.7 |
| 2002 | 473 | 458 | 15 | 18.8 |
| 2003 | 423 | 415 | 8 | 17.1 |

出所：大理市統計年鑑

(2) 主要課題

1) 滞在日数の増加：新たな歴史文化観光商品の開発

大理は歴史文化観光地と言われているが、現在、観光利用されている歴史資源は崇聖寺と大理古城だけである。市内に現存する南詔・大理国時代の史跡は限られているが、周辺の巍山県（古城と道教寺院）、賓川県（仏教寺院）、劍川県（南詔・大理時代の石窟）にはそれぞれポテンシャルの高い歴史観光資源がある。これらを観光地として開発し、大理を起点に往復する1日観光行

動圏の形成を図る。

また、大理市内の観光資源開発に関しては、大理市文化局が計画している太和城史跡周辺の整備を推進するとともに、喜洲、周城、沙坪、海印、金梭島などの村落を訪問し、白族の衣・食・住を経験する白族文化観光コースを作り出すことを目指す。

2) 個人旅行者 (FIT) への対応

歴史観光は個人の歴史・文化への関心から発生するものであり、最も理想的な形は個人単位で旅行することである。中国では今のところグループ観光が主であるが、所得の向上に従って小単位のグループや個人旅行者が増加してくると考えられる。また、個人旅行者はグループ観光よりも観光支出が高い傾向があり、この点からも個人旅行者を振興することが望まれる。

個人旅行者への対応として特に必要となるのは、①交通機関や観光地の標識等の外国語表記、②主要観光地・交通結節点における観光情報センターの整備、③観光地の背景を説明するサイトミュージアムの整備である。

3) 宿泊施設と観光サービスのグレード・アップ

観光施設の面から大理観光のグレード・アップに必要となるのが、宿泊施設の充実と観光サービスの強化である。大理州観光協会へのインタビューによれば、4つ星のホテルは高い宿泊率を記録している一方、2つ星、3つ星のホテルの宿泊率は20〜30%程度に止まっている。これは、観光客がより高いレベルの宿泊施設と観光サービスを望んでいることを示している。

大理市では洱海の南東部に滞在型の宿泊施設を計画しているが、さらに以下のような既存宿泊施設の再構築を実施すべきである。

- 下関地区：大理の行政機能・商業機能拡大に伴うビジネス客と短期滞在の観光客
- 大理古城地区：麗江に見られるような既存の建築を生かした民宿（客棧）の導入
- 洱東地区：より長く滞在する観光客向けのホテルと別荘（景観の配慮が必要）

同時に、観光サービスの質を向上させることが肝要である。現在州旅游局がホテル従業員やガイド研修とホテル・旅行会社のマネージャーへ研修を行っている。そこで、市旅游局はホテル従業員の再訓練と、旅行業界と旅行専攻を持つ学校（中専や大理学院）との橋渡しの役割を持つことを提案する。

具体的には旅行業界の教育ニーズを踏まえた研修カリキュラム作りとその実施、学校へのパートタイム教師としての旅行業界の人材紹介などである。また、州・市旅游局が行う研修の費用を一部支援するために、観光地で徴収する入場料の一部を人材育成に当てることを提案する。

観光サービスの質の向上は、大理市の4つ星、3つ星のホテルのサービスを混明と同じレベルにすること、2つ星以下のレベルのホテルを3つ星にして、3つ星レベルのホテルの層を厚くすることを目的に実施すべきである。

4) 持続的観光の確立：歴史文化環境と自然環境の保全

大理市の観光を持続的に成長させるためには、現在の歴史文化環境と自然環境を守っていくことが欠かせない。この2つが破壊されるようなことがあれば、大理を訪れる観光客は伸び悩みが減少してしまうことになるであろう。

歴史文化環境の保全に関しては、現在計画されている崇聖寺の山側への拡張のような、歴史的事実に基づかない開発や修復を行わないこと、また、修復する際には歴史的調査研究に基づき、できる限り当時の資材や工法を用いることである。現状のような町並みの修復の方法では、歴史文化遺産としての大理古城の本来の魅力が損なわれていると考えられる。

一方、白族の風俗を守っていくことも重要である。現在白族の文化は観光には十分に生かされてはいないが、先に述べた少数民族観光を導入することによって白族村落の生計獲得手段を確立し、これをインセンティブにした伝統文化継承を確立すべきである。

自然環境の保全のために必要となるのが、洱海の水質の改善である。大理市は漁師のエンジン付ボートの使用禁止など対策に乗り出しているが、水質悪化の場所と原因に関する調査を早急に実施し、その対策を練る必要がある。また、景観を守ることに力を入れるべきである。大理市の計画では、崇聖寺・大理古城のある洱海の西側の開発は抑えるとしているが、日本の自治体が制定している景観条例のような明文化したルールを作るべきである。

5) 歴史文化的環境と調和した観光商品の開発

市観光局は、観光客の滞在を長くすること、大理市民へのアメニティの提供を目的に洱海を活

用したレジャー観光の導入を計画している。しかし、このレジャー観光は歴史文化都市のイメージを壊さない程度に止める必要がある。例えば、洱海の水質を悪化させるようなスポーツやレジャーは導入すべきではないし、景観を害するような都市型遊園地を誘致すべきではない。観光客の滞在の長期化は先に述べたように歴史文化観光の強化で目指すべきである。

歴史文化観光と関連して大理で有望な観光は、会議・イベント観光である。2003年9月にはASEANの会議を大理で行ったが、中国と東南アジアの接点としてこのような会議の開催のために雲南省・中央政府への働きかけを続ける必要がある。また、大理市自らが国内企業の会議の誘致活動を行ったり、雲南省の協力も得て少数民族観光の開催を周辺国に働きかけたりするなど、会議の開催のために主体的な活動を行うことを提案する。

6) 大理省級旅游度假区管理委員会との情報交換

大理省級旅游度假区管理委員会は1993年に設立され、蒼山山麓のロープウェイの整備、南詔文化城、映画テレビ撮影所などの観光施設やホテルなどの宿泊施設の整備を行ってきた。これまでに実施されてきた投資額は1.4億元に達している。

大理省級旅游度假区管理委員会の活動は、これまでの大理市の観光発展に大きく貢献してきた。同時に、地域の雇用の増加などを通じて、市経済の発展にも大きな役割を果たしてきた。しかし、これまで大理市と大理省級旅游度假区管理委員会とのコミュニケーションは十分に取られることはなかった。

これまでは全般的に観光開発のための施設が不足しており、それぞれが独自に計画を持ち、それを実行していても、問題は発生しなかった。しかし、大理市の観光が目指す2つの目標として掲げた「観光を一段高いレベルに引き上げること」、「歴史環境と自然環境を維持し、持続的な観光を可能にすること」を実現するためには、これからは大理市と大理省級旅游度假区管理委員会がそれぞれの計画の内容を情報交換し、二重投資を避けたり、歴史環境と自然環境に悪影響を与えたりするような投資を避けるためにお互いにモニタリングすることが必要である。

(3) 主要施策

施策 6.1.1 観光行政の強化 (⇒BOX 3.16 参照)

短期行動

- 州政府・市政府・旅游度假区管理委員会・旅行業界の組織改革と連携強化の推進
- 大理市観光振興条例の制定
- 産官学識者による観光審議会の設置
- 現行の市旅游発展総体計画の適切な運用

中期行動

- 観光関連産業の育成を誘導する市政府の支援策の展開
- 観光サービスの高品質化に向け市政府による評価・点検制度の導入

長期行動

- 観光産業の経済波及効果・雇用効果の最大限拡大を目指した施策・事業の推進

施策 6.1.2 誘致活動の推進

短中期行動

- 省外観光客・外国人観光客誘致のためのマーケット調査、宣伝システムの強化
- 会議・イベント・スポーツ観光の誘致活動の推進

長期行動

- 国際観光リゾート都市形成に向けた新たな施策・事業の推進

施策 6.1.3 観光商品の拡充

短期行動

- 観光商品の多様化（観光資源の再編・観光コースの新設など）

中期行動

- 観光商品の多様化に伴う滞在日数倍増の推進

長期行動

- 国際観光ネットワークの形成

施策 6.1.4 観光地整備の推進

短期行動

- 蒼山山麓の省級旅游度假区 26 k m²の建設推進

中期行動

- 宿泊施設の多様化（民宿・リゾートタイプなど）

BOX 3.16 【事例紹介】観光立県沖縄の観光行政の仕組み

観光行政の基本的仕組み（条例＋基本計画＋審議会）

1) 沖縄県観光振興条例

条例は、観光の振興に関し基本となる事項、総合的な観光振興施策、市町村・観光事業者・県民の責務などについて制定

2) 沖縄県観光振興基本計画

観光の振興に関する基本方針、観光の基盤整備および環境の形成に関する基本計画、その他観光の振興に関する基本的な事項を含む十ヶ年計画

3) 沖縄県観光審議会

設置根拠：沖縄県付属機関設置条例及び沖縄県観光振興条例に基づく

委員構成：学識経験者及び関係行政機関職員のうちから知事が任命する

委員役割：観光振興基本計画の策定

沖縄県の観光行政の沿革

1969 沖縄県観光振興条例の設定

1972 沖縄県観光審議会の設置（1973年設置の沖縄県立自然公園審議会が前身）

1972 観光振興条例に基づく第1次観光振興基本計画の策定（計画期間は1972-81の10年間）

2002 第4次観光振興基本計画の策定（2002-2011）

観光行政推進体制

1) 沖縄県観光リゾート局（定員34名）

観光企画課 総括調整班、企画分析班、地域整備班

観光振興課 受入れ班、誘客班、国際会議誘致班

2) 沖縄県観光・リゾート・コンベンション推進本部

各部局長で構成

3) 外郭団体

（財）沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB） 施策の実施、観光業界の中心を担う

4) 各種協議会

- 各種実行委員会 観光イベントの実施

3.9.2 政策 6.2：文化産業《情報発信基地として大理文化ブランドの形成》

(1) 基本方針

大理州（大理州深化文化体制改革加快文化産業發展工作領尋小組弁公室）は、2004年5月に「大理州文化体制改革・文化産業發展報告書」を策定した。

大理の優位性を最大限發揮させ、既往の観光産業を支援する①教育、②スポーツ、③メディアの三分野の新産業の創出に向け展開、観光とリンクした国際コンベンション都市形成を目指すものである。

(2) 主要施策

施策 6.2.1 知的交流産業形成

- インドシナ諸国に隣接する東・南アジアの立地性を活かし、教育・学術・科学において21世紀の「知的交流産業」振興の推進

施策 6.2.2 スポーツ産業形成

- 亜熱帯高原性の気候風土（年平均気温14℃の常春、標高2000m）や七星国際クロスカントリー大会（1998開催）、北京華聯カップトライアスロン大会（2002開催）等スポーツイベントの実績を活かした「スポーツ産業」振興の推進

施策 6.2.3 文化情報産業形成

- 映画「五采金花」（1959公開）、小説・TV「天龍八部」（1994刊行）の舞台として、全国的知名度を活かした映像・出版・報道など「文化情報産業」振興の推進

BOX 3.17 〔事例紹介〕 知の交流都市「米国アスペン市」(Aspen)

アスペンは50年以上の歴史を持つアメリカでも有数のリゾート地として有名。

1) 位置

アスペンは、コロラドの州都・デンバーから西におよそ320km離れたロッキー山脈の山懐にある。デンバーからは飛行機で約45分、車では4時間半ほど。この陸路は長いようだが、コロラドの豊かな自然を楽しんでいるうちに着いてしまう。

2) 銀の時代

アスペンが生まれたのは1870年代。この時代はロッキー山脈のいたるところで銀が採掘され、アメリカ各地から銀を求めて大勢の人が集まった。アスペンでも銀が採掘され、鉄道も2本開通して人口が12,000人にもふくれあがり、コロラドでも3番目に大きい都市になった。州でも指折りのオペラハウスや高級ホテルが建設され、新聞社が6社もできた。しかし1893年、ヨーロッパで銀が大暴落し、その影響がアスペンにも押し寄せ銀山は次々と閉山に追い込まれた。1930年には人口は700人にまで減ってしまった。

3) スキー場の開発

このアスペンを救ったのが「雪」である。1930年の後半、著名なスキーヤーをアスペンに呼び、「アスペンマウンテン」のスキーコースを設計、このコースがその後多くの世代をアスペンに呼び寄せることになる。さらに1938年にはソリのような箱を引くリフトが完成。その後世界選手権も開かれ、世界的な規模のスキー場としてアスペンは生まれ変わる。

第二次世界大戦後、アスペンを訪れたウォルター・ペプキという資産家がアスペンに大きな夢を抱いた。彼は多額の投資を市に行いこれを期にアスペンのスキー業界は一気に成長していく。当時できた1人乗りリフトは世界で最も長いリフトと言われた。

4) リゾートと文化の街アスペン

アスペンが発展したのはスキー場のためばかりではない。ペプキは夏の文化的事業を始めたが、「ゲート200年祭」には、アーサー・ルビンシュタイン、シュバイツァー博士などが参加。これを機に「アスペン研究所」が組織されていく。また、国際デザイン会議やアスペン音楽祭などが定着し、多くの国際会議や音楽会が開かれ、学術、文化の面でも優れた都市として発展している。

◎アスペン研究所

1949年、米国コロラド州アスペンで開催された「ゲート生誕200年祭」に、A.シュバイツァー博士、ホセ・オルテガ・イ・ガセットらとともに招かれたR.M.ハッチンス(シカゴ大学総長)は、「“対話の文明”を求めて」と題する講演を行った。このなかで彼は「われわれの時代の特徴のうち最も予期せざるものは、あまねく瑣末化(trivialization)が行きわたっていることである」とし、「無教養な専門家による脅威こそ、われわれの文明にとっての最大の脅威」、「専門家というものは、専門的能力があるからといって無教養であったり、諸々の事柄に無知であったりしていいものだろうか」と問いかけ、「人格教育」の必要性と相互の理解・尊敬に基づく「対話の文明」を訴えて、聴衆に強い感銘を与えた。

こうした考えを受けて、1950年、アスペン・インスティテュートが設立され、翌年には「アスペン・エグゼクティブ・セミナー」がスタートした。このユニークなセミナーを中核に、現在では政治・経済・外交などの分野における政策志向型の「ポリシー・プログラム」、カレントな課題をテーマとする「トピカル・セミナー」、海外のアスペン研究所との連携など諸活動等、その活動領域は大きく深く広がっている。

アスペンの活動内容とメソッドは、国際的にも極めて高い評価を得ており、ドイツ、イタリア、フランスでも、それぞれ特徴をもった活動が推進されている。

◎アスペン小史

- 1949 ゲート生誕200年祭
- 1950 「アスペン研究所」設立
- 1951 アスペン・エグゼクティブ・セミナーがスタート
- 1961 ポリシー・プログラムがスタート
- 1974 「アスペン・インスティテュート・ベルリン」設立
- 1984 「アスペン・インスティテュート・イタリア」設立
第1回天城アスペン・セミナー開催、その後軽井沢・八ヶ岳・山形・神奈川などでも開催
- 1990 40周年記念式典(ブッシュ米大統領、サッチャー英首相らが出席)
- 1994 「インスティテュート・アスペン・フランス」設立
- 1998 「日本アスペン研究所」設立
- 2000 50周年記念式典(カーター元米大統領、ウォルフエンソン世界銀行総裁らが出席)

出所：日本アスペン研究所ホームページ www.aspeninstitute.jp

3.10 政策・制度・事業の提案

本節においては、これまで述べた6つの発展戦略に示した、政策・制度・事業の提言を一覧表にまとめて提示する。

表Ⅱ.3.33 戦略体系一覧表の構成

| [A1] 戦略名 | | 戦略シナリオ (A4・C1) | | | | C2・C3 | C4 |
|----------|------|----------------|----|----|----|-------|----|
| A2 | A3 | B1 | B2 | B3 | B4 | | |
| 政策 1 | 施策 1 | | | | | | |
| | 施策 2 | | | | | | |
| 政策 2 | 施策 1 | | | | | | |
| | 施策 2 | | | | | | |

① 戦略体系

| | 体系 | 計画期間 |
|----|----------|-----------------|
| A1 | 戦略レベル | 6大戦略 |
| A2 | 政策レベル | 戦略を具体化する主要政策分野 |
| A3 | 施策レベル | 政策を実行する具体的施策分野 |
| A4 | 行動・事業レベル | 施策を実行する具体的行動・事業 |

②時系列 (戦略シナリオ)

| | 計画期 | 計画期間 | 対応する五カ年計画 |
|----|------|-----------|--------------|
| B1 | (経緯) | ～2004 | 第十次五カ年計画まで |
| B2 | 短期 | 2005～2010 | 第十一次五カ年計画 |
| B3 | 中期 | 2010～2015 | 第十二次五カ年計画 |
| B4 | 長期 | 2015～2025 | 第十三～十四次五カ年計画 |

③主体別

| | 主体 | |
|----|------|-------------------|
| C1 | 市政府 | 大理市政府各局のアクション |
| C2 | 省政府 | 雲南省政府関連機関のアクション |
| C3 | 中央政府 | 中国政府関連機関のアクション |
| C4 | (日本) | 日本の国・地方自治体の先行類似事例 |

表Ⅱ.3.34 戦略1：洱海を中心に都市と農村の有機的な開発を進める

★「滇西中心城市建設要綱」で提言されている八大工程

| 政策分野 | 実施項目 | 戦略シナリオ：市政府がとるべきアクション | | |
|------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 短期（～5年） | 中期（5～10年） | 長期（10～20年） |
| 政策1.1 地域計画 （地域開発） -洱海線向片構 想の具現化 | 政策1.1.1 都市の機能配置 ★環湖都市建設 | ▽「大理市東西中心都市建設要綱」 策定（2003）。要綱に「洱海線 向片構想」を抱ける | ○「洱海線向片」の理念に基づき都市 機能配置の具体化と地域開発ガイド ラインを含む「地域開発要綱」の 策定 | ○洱海線向片の地域開発に着手 |
| | 政策1.1.2 土地利用計画 | ○都市計画とリンクした大理市全域の 「土地利用総体計画」の策定 ○上記計画に基づき環湖アセスメント の実施 ○農用地の市街地化など土地利用の変 更の妥当性を審議する制度の導入 | ○次生活圏（洱海・洱西・洱南・洱 北）および二次生活圏の圏域中心地 整備の推進 | ○10年をめぐりに土地利用総体計 画の定期的見直しの実施 |
| | 政策1.1.3 生活圏形成 | ○大理市の生活圏設定 ○生活圏の体系的整備指針の策定と、そ の指針に基づき公共・公益施設等の計 画的配置設定 | ○次生活圏（洱海・洱西・洱南・洱 北）および二次生活圏の圏域中心地 整備の推進 | ○基礎生活圏の圏域中心施設整 備の推進 |
| | 政策1.1.4 交通ネットワーク 整備 | ○地域交通体系の設定に基づく地域交 通計画の策定 ○交通基盤が脆弱な洱海地区の交通基 礎整備促進を中央・省政府に要請（鉄 道・国道・空港拡張） ○1997年策定の現行計画の早期見直し による新たな都市総体計画の策定 | ○モータリゼーションへの対応（公共 交通機関の積極導入、都心部の駐車 場対策など） ○洱海線公共交通網（市バス）の整備 促進 | ○地域間交通需要の高い下関～ 占城間のLRT（Light Rail Transit）等の導入 ○水上バスなど洱海湖上交通機 関の導入 ○10年をめぐりに都市総体計画の 定期的見直しの実施 |
| 政策1.2 都市計画 （都市開発） -コンパクトな高 密度都市の建設 | 政策1.2.1 都市総体計画 （都市計画） | ▽大理市都市総体計画1997～2015 （1997策定） | ○下関地区旧市街地の州政府機關移転 後の跡地等の都市中間開発に着手 ○大理経済開発区（下関地区）の建設推 進 （総面積64km ² →計画22km ² ） ○大理歴史文化名城保護計画に基づく 占城地区の歴史環境保護の遵守 （1989策定、2001改正） | ○高密度・コンパクトな市街地 形成を遵守し、建成区の拡大 化を抑制 ○市民による事業計画のモニタ リング制度の実施など住民参 加の徹底 |
| | 政策1.2.2 ①建成区形成 ②開発区建設 | ○建成区形成 ○開発区建設 | ○高密度・コンパクトな市街地 形成を遵守し、建成区の拡大 化を抑制 | ○都市計画に関する情報公開およ び公衆参加に係る法制化 |
| | 政策1.2.3 ①情報公開 ②公衆参加 | ○公衆参加による都市計画・開発計画の 立案プロセスの導入と積極的な情報 公開の推進 | ○都市部との格差解消を目指す教育 ・福祉・医療等社会サービス充実 の推進 | ○農村部住民への都市的サービスの 供給の充実と生活利便性の確保 ○地産資産を活用した活産業の展開 ○新規農業機能の創出、産業融合化 ○ビレッジツーリズム（田舎暮らし体 験）の推進等都市との交流促進 |
| 政策1.3 農村計画 （農村開発） -都市・農村関係 の再構築 | 政策1.3.1 農村振興 | ○都市部との地域格差是正を目指した シンレミニマムの輸出達成 | ○農村部住民への都市的サービスの 供給の充実と生活利便性の確保 ○地産資産を活用した活産業の展開 ○新規農業機能の創出、産業融合化 ○ビレッジツーリズム（田舎暮らし体 験）の推進等都市との交流促進 | ○農村・農業・環境・一体的整 備による快適な農村生活圏の 形成 ○近代化の推進 |
| | 政策1.3.2 農村生活基盤整 備 | ○農村生活基盤整 備 | ○農村・農業・環境・一体的整 備による快適な農村生活圏の 形成 ○近代化の推進 | ○農村・農業・環境・一体的整 備による快適な農村生活圏の 形成 ○近代化の推進 |
| | 政策1.3.3 農業振興 | ○農村・農業経営の展開 ○新技術導入、新技術開発、普及、 農村・農業経営の人材育成 | ○農村・農業経営の展開 ○新技術導入、新技術開発、普及、 農村・農業経営の人材育成 | |

| 政府がとるべきアクション | 日本の先行事例等 |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎中央政府、◎省政府 | ◎国、◎地方自治体 |
| ▽土地管理法（1998） ◎日本の「国土利用計画法」に準じ た総合土地利用制度の導入 | ◎国土利用計画法（1974） ①都市計画法（1968） ②農業振興地域法の整備に関する 法律（1969） ③森林法（1951） ④自然公園法（1957） ⑤自然環境保護法（1972） ⑥集落地域整備法（1987） ◎地方自治法（1969） ⑦行政区域の階層区分 （1969） ⑧広域自治体としての都道府県 と、基礎自治体としての市町村 の中間に創設された制度 |
| ▽行政区域の階層区分 ①県級市・県 ②鎮・郷 ③街道委・村民委 ④居民委（社区） | |
| ◎11次五計中に「事完成予定 ①国道214号の洱海側への付替新設 ②鉄道延伸（大理～麗江） ③大理空港拡張 | |
| ▽都市計画法（1989） ◎現行都市計画の厳密化・有効化 市街化区域・調整区域の導入 用途規制強化、罰則規定を含む | ◎都市計画法（1968、2001改正） ◎都市再生特別措置法（2002） |
| ◎都市計画に関する情報公開およ び公衆参加に係る法制化 | ◎社会資本整備重点計画法 （2003） 日本の社会資本整備全体の法 体系に明確に「住民参加の導 入」が位置づけられた。 ◎特定農山村法（中・小間地域活 性化）（1993） |
| | ◎集落地域整備法（1987） |

表Ⅱ.3.35 戦略2：大里市を広域都市・国際都市として浮上させる

| 政策分野 | 実施項目 | 戦略シナリオ：市政府がとるべきアクション | | | 長期 (10～20年) |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 経緯 | 短期 (～5年) | 中期 (5～10年) | |
| 政策2.1 大里地区の 大里都市(市轄区) 形成 (ZONE-1) | 政策2.1.1 行政制度改革 | 人理市の行政制度： ▽大里市の県級市指定 (1983) ▽大里市の計画単列市指定 (1987) | ○県級市から地級市への早期移行を 省政府に要請 | ○県級市から地級市への早期移行を 省政府に要請 | ▽地区制度 (2級行政区) の創 設 (1983) ◎日治州の地級市への移行を 促す特例措置の新設 ◎施策圏を行政単位とする総 合的環境管理制度の創出 |
| | 政策2.1.2 行政区域改革 (合併・編入) | ▽須磨県の2級の大里市への編入に より大里市の行政区画を再編を固 む範圍に変更 (2004) | ○須磨基本域に含致する須磨行政 区域に改変(須磨県東部郷鎮の大 里市への編入) | ○須磨基本域に含致する須磨行政 区域に改変(須磨県東部郷鎮の大 里市への編入) | ◎第5次全国総合開発計画(五 全総)に流域を開発単位とす る「流域圏構想」(1998) |
| | 政策2.1.3 大里州の中核都市 形成 | | ○州政府、市政府合作で大里州城市 全体計画の策定 ○大里州の中核都市として大里市の 州都機能の強化 | ○大里市と周辺県との格差是正の 推進(大里市を除く大里州の11 県は全て国家級・省級貧困対策県 に指定) | ◎全国7ブロックの地方開発促 進法 (1950～71) ◎多極分散型国土形成促進法 (振興拠点制度) (1988) |
| | 政策2.1.4 州域交通網形成 | | | ○地域幹線道路網の整備により各 県政府所在鎮から州都・大里市へ の「1時間交通圏」の実現 | |
| 政策2.2 大里地方の 広域都市形成 (ZONE-2) | 政策2.2.1 地方計画、 広域行政制度 | ▽雲南省城镇化発展十五計画策定 (「五群構想」) (2000) ▽雲南省地方中心城市建設要綱の策 定 (2003) 滇西(大里市)、滇東(曲靖市)、 滇南(思茅市) | ○省政府および滇西地方地区政府 合作による滇西地方広域圏計画の 策定(中核都市大里と他都市の機 能分相、相互補完の明確化) | ○省政府による「地方中核都市」指 定の要請 | |
| | 政策2.2.2 大里地方の 中核都市形成 | | | ○滇西地方行政公署・各種出外機関 設置の要請 | |
| | 政策2.2.3 大里地方の 広域交通網形成 ★都市間交通建設 | 広域交通網の整備： ▽高速道路：昆明～楚雄 (1995)、楚 雄～大理 (1998)、大理～麗江 (2001) ▽鉄道：広通～大理 (1998)、広州～ 昆明～大理 (1999) ▽空港：大理空港開港 (1995) | ○大里市と周辺7地区を結ぶ広域交 通・通信ネットワーク整備の推進 を国・省政府に要請(高速道路： 大理～麗江、鉄道：大理～麗江、 大理空港拡張) | ○中核都市機能強化のため、行政・経 済・金融・教育科学・文化機能の集 積・誘致の推進 ○広域交通ネットワーク整備の要請 (鉄道延伸：大理～麗江、麗江～香 格里拉) ◎空港：大理空港拡張 | |
| | 政策2.2.3.1 国際化の推進 | ▽大里市のもつ情認因・人理国の歴 史的蓄積を戦略的資源として再認 識 | ○大里市が果たすべき国際的役割や 自励に關する「大里シンボリズム」 等の定期的開催(経済文化交流、 平和外交、国際協力など) | ○雲南省と国境を接するインドシ ナ諸国との国際交流のホスト都 市として国際貢献の推進 | ▽国際貿易機構 WTO 加盟 (2001) ◎隣接諸国との自由貿易地域 締結 国際交通ネットワーク整備： ◎中国ミャンマー(国際鉄道 (大理～瑞麗～ミャンマー) ◎国際水運(澜滄江～イラワ ジ川) |
| 政策2.3 国際化計画 實施地域の 国際都市形成 (ZONE-3) | 政策2.3.1 同好・辺境地帯の 国際都市形成 | ▽国際開放都市指定 (1992) 滇南(瑞麗・騰冲)、滇南(河口) | ○大里市の「内陸自由貿易地帯」指 定の促進 | ○国際ゲートウェイ機能の誘致・集積 (中国の内の交流拠点として都市基 盤を整備し21世紀の国際交流都市の 形成を目指す) ○国際交通ネットワーク整備の中央政 府・省政府への早期建設要請 | |
| | 政策2.3.2 同好・辺境地帯の 国際都市形成 | | | | |
| | 政策2.3.3 国際交通網形成 | ▽南のシルクロード(茶馬古道) | | | |

表Ⅱ. 3. 36 戦略3：歴史を継承し高品位の大埋文化を醸成する

| 政策分野 | 実施項目 | 戦略シナリオ：市政府がとるべきアクション | | | | 政府がとるべきアクション ◎中央政府、○都道府県 | 日本の先行事例等 ◎国、○地方自治体 |
|----------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------|
| | | 経緯 | 短期（～5年） | 中期（5～10年） | 長期（10～20年） | | |
| 政策 3.1 歴史保全 大埋の歴史保全と温故知新 | 施策 3.1.1 歴史研究、考古学調査 | ▽大理州南詔史研究会創設（1982）、大理白族自治州文化研究会10巻刊行 ▽大理市誌編纂（1998） ▽大理学院内に民族文化研究所設立（2003） | ◎大理州南詔史研究会、大理州南詔史研究会を中核に南詔国・大理国の歴史研究活動の推進 ◎市文化局、民族文化研究所、南詔史研究会主催による学生、市民向け大埋再発見講座」の定期的開催 ◎考古学、歴史学、民俗学、都城学、建築学、文化人類学、社会学などの総合科学的な歴史調査研究の推進 | ◎南詔国・大理国歴史研究活動に基づく定期刊行物出版、シンポジウムの定期的開催 ◎市文化局、民族文化研究所、南詔史研究会主催による学生、市民向け大埋再発見講座」の定期的開催 ◎考古学、歴史学、民俗学、都城学、建築学、文化人類学、社会学などの総合科学的な歴史調査研究の推進 | 左記の施策・事業の継続 | ◎古部保存法（1966） ◎文化財保護法（1950） 伝統的建造物群保存地区 | |
| | 施策 3.1.2 歴史遺跡保全、文化財保護 | ▽大理・国家級歴史文化名城指定（1982） ▽大理市内の指定文物保護単位53件指定（国・省・州・市） ▽大理歴史文化名城保護計画策定（1989、2001改正） ▽草洲白族民居建築群（113棟）省級重点文物保護単位指定（1987） ▽草洲白族民居建築群国家級重点文物保護単位指定（2002） | ◎大理歴史文化名城保護計画に基づく大理古城の文物・町並み保護活動の推進（市古城保護管理局） ◎市政府、建設局による草洲古城鎮の白族古建築群の保存活動、古城鎮の町並み保存の推進 ◎大理市内の指定文物保護単位の修復・保護の推進 | ◎南詔・大理古城址大観公園の整備 ◎大理古城内の大理博物館に隣接した白族民族博物館の建設 ◎大理古城内の伝統建築物をミュージアムハウスとして草洲・アムハヴスとして草洲・市政府、地元住民・企業による草洲古城鎮の整備 | 左記の施策・事業の継続 | ◎瀾川・劍川など南詔・大理国ゆかりの地の詠琳都市交流の締結 ◎南詔国・大理国をテーマとするサミットの開催 | |
| 政策 3.2 文化形成 価値の個性を生かす新しい大埋文化の創造 | 施策 3.2.1 民族文化研究、文化保全・継承 | ▽大理州南詔史研究会創設（1982）、大理白族自治州文化研究会10巻刊行 ▽大理市誌編纂（1998） ▽大理学院内に民族文化研究所設立（2003） | ◎大理市文化局による民族伝統文化の調査研究・保存継承活動の推進 | ◎大理市文化局の調査研究を目的とする大理民族学会（大理学）の創設 | ◎瀾川・劍川など南詔・大理国ゆかりの地の詠琳都市交流の締結 ◎南詔国・大理国をテーマとするサミットの開催 | ◎詠琳学（詠琳学）詠琳国・詠琳大学南詔文化研究所設立（1978） | |
| | 施策 3.2.2 新たな大埋文化の醸成 | ▽全国文化先進都市の認定（1998） | ◎全国文化先進都市の認定に基づく多彩な文化活動の推進 | ◎大理市文化都市宣言の公布 ◎大理大学の創設 | ◎雲南省の国際民族文化研究所の創設・誘致 | ◎全国文化先進都市に対する中央政府・州政府の支援 | |

表Ⅱ. 3. 37 戦略4：「玉洱銀蒼」の風土遺産を恒久的に維持する

| 政策分野 | 施策項目 | 戦後シナリオ・市政府がとるべきアクション | | | 長期 (10~20年) | 政府がとるべきアクション | 日本の先事例等 ◎国、○地方自治体 |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 経緯 | 短期 (~5年) | 中期 (5~10年) | | | |
| 政策4.1 景観保全 「玉洱銀蒼」の風光 山物古蹟の風光 を堅持する | 施策4.1.1 環境行政の強化 | ▽大理市環境保全計画策定 (2003) | ○現行の環境行政を見直し、総合的 環境行政の確立 (環境保護局の拡 充) ○大理市の環境行政の基本計画とな る環境保全総合計画の策定 ○大理市環境保全条例の体系化 | ○大理市環境都市宣言の公示 ○大理市政府各局において国際環境 基準ISO14001の取得 ○各種計画策定・建設プロジェクト に対する環境アセスメントの導入 | ○環境規範都市の表現に向けた新た な施策・事業の推進 ○環境モニタリングの定期的実施 | ◎自然環境保全法 (1972) ◎環境基本法 (1993) ◎環境影響評価法 (1997) 進捗期を抱える滋賀県の先 進的環境行政 ○滋賀県環境審議会 (1994) 滋賀県環境基本条例 (1996) 滋賀県環境総合計画 (1997) | |
| | 施策4.1.2 ①洱海保護の推進 ②自然環境の保全 ★洱海保護汚染対策 | ▽洱海水域での合成洗剤の 使用禁止 (1998) ▽蒼山・洱海：国家級自然保 護区指定 (1984) | ○洱海水質浄化事業の推進 ○洱海湖畔地及び湖沿帯の回復・ 再建の推進 ○蒼山山系の18渓流の粗砂・採石の 禁止及び総合治水事業の推進 ○洱海丘陵地帯の退耕還林・還草の 推進 | ○洱海の総合環境保全事業の推進 | ○雲南省の高原湖の環境を総合的に 研究する機関として洱海環境研究 所の創設 (省機関の誘致) | ○流域圏を単位とする 総合的環境管理制度 の導入 | ◎自然公園法 (1957) ◎琵琶湖の環境保全活動 ◎琵琶湖研究所設立 (1982) ○国際湖沼環境委員会設置 (1986) ○琵琶湖博物館開設 (1996) ○琵琶湖総合保全整備計画策 定 (1999) |
| | 施策4.1.3 循環型社会の形成 | | ○ゴミ対策・公害対策の推進 (ゴミ処理意識の高揚、分別収集の 徹底、ゴミ処理体制の強化、公害・ 不法投棄の監視体制強化) ○「洱海環大理興」のスタート場 もとの、都市部・農村、学校・工場 などで活発な環境啓蒙・教育活動 の展開 | ○広域環境行政の推進 (洱海地方の 特殊廃棄物等の広域処分) ○ゴミの減量化と再利用 (リサイク ル) の推進 ○下関地区の風力発電所設置などク リーエネネ事業の推進 ○環境産業の育成支援 | ○環境への負荷軽減対策をさらに推 し進め循環型社会の実現に向けた 施策・事業の推進 | ▽排汚費徴収・使用管理 条例 (2003) ◎循環型社会形成推進基本法 (2000) ◎再生資源利用促進法 (1991) ◎容器包装リサイクル法 (1995) ◎家電リサイクル法 (1998) | |
| 政策4.2 景観形成 「玉洱銀蒼」の風光 山物古蹟の風光 を堅持する | 施策4.2.1 景観行政の推進 | ▽大理市政府内に景観行政を所管す る専門局の創設 ○行政+専門家+市民で構成する景 観審議会の設置 ○大理市の景観行政の基本となる景 観管理総体計画の策定 ○大理市自然景観保護条例の制定 | ○大理市政府内に景観行政を所管す る専門局の創設 ○行政+専門家+市民で構成する景 観審議会の設置 ○大理市の景観行政の基本となる景 観管理総体計画の策定 ○大理市自然景観保護条例の制定 | ○大理市景観都市宣言の公布 | ○景観基準都市の表現に向けた新た な施策・事業の推進 | ◎景観法 (2004) 滋賀県の風景条例施行 滋賀県景観条例 (1984) 滋賀県景観審議会 (1985) 琵琶湖景観保全対策行動計 画 (2000) | |
| | 施策4.2.2 郷土景観の保全・醸 成 | ▽大理・国家級風景名勝区指 定 (1982) | ○市全域の景観調査に基づく優良な 自然文化景観資源の指定と内外に 向けたPR活動 (大理風光百選な ど) ○幹線道路の街路樹等沿道整備の推 進 ○沿道の看板広告等の規制強化 | ○「大理風光百選」の景観保全事業 の推進 (資源の保全、周辺・背景 の保護など) | | | |
| | 施策4.2.3 都市景観形成 ★生態園林緑化建設 | | ○植栽区内の都市景観条例の制定と ○都市景観整備モデル地区の指定と アーバンデザイン計画の策定 (下 関田市街地、洱海湖畔地区など) | ○景観標準モデル地区の都市緑化・ 都市美化・パリアフリー事業など の推進 | ○国際都市にふさわしいアメニティ 空間の形成 (高速IC・空港・鉄道 駅と都心を結ぶルート) の空間領 出 | 都市景観条例 | |

表 II. 3. 38 戦略5：地域特性を活かした産業を重層的に形成する

| 政策分野 | 施策項目 | 戦略シナリオ：市政府がとるべきアクション | | | 日本の先行事例等 ◎国、○地方自治体 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 経緯 | 短期（～5年） | 中期（5～10年） | |
| 政策 5.1 風土産業（農業）を振興する | 施策 5.1.1 農業生産・バイオ農業生産 ★高効生産農業建設 | ○大和市農業局による地域風土資源・生物資源の発掘調査・研究の実施 | ○大和市農業局による人づくり（農民の啓蒙、リーダーの育成など）、土づくり、生産技術指導の推進 ○市農業局・生産者・消費者の協働による人理プランの創造構築 | ○大和市農業局による人づくり（農民の啓蒙、リーダーの育成など）、土づくり、生産技術指導の推進 ○市農業局・生産者・消費者の協働による人理プランの創造構築 | ◎農業振興地域の整備に関する法律（1969） ◎食料・農業・農村基本法（1999） ◎農業地域工業導入促進法（1971） |
| | 施策 5.1.2 農産物加工 | ○農業生産者と観光地、地域住民とのネットワークの構築 ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） ○食品・繊維・日用品・建材等を中心に周辺地域向け生産拡大 | ○市場拡大（浜西地方⇒沿海部） | |
| | 施策 5.1.3 市場形成 | ○タバコ産業等既存基幹産業の強化・拡大 | ○大和市経貿局の投資誘致による工業発展 | ○大和市経貿局の投資誘致による工業発展 | ◎産業リネージュの緊密化政策の推進 ◎地域最速化の観点からの産業再配置政策の推進 ◎市動拡大と市場志向型産業育成施策の推進 ◎企業活力の活用と中小・ベンチャー企業育成施策の推進 ◎経営基盤強化施策の推進 |
| 政策 5.2 工業（製造業）を振興する | 施策 5.2.1 既存工業の振興 | ○大和市経貿局の投資誘致による工業発展 | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○大和市経貿局の投資誘致による工業発展 | ◎工業再配置促進法（1972） ◎テクノポリス法（1983） ◎頭脳立地法（1988） |
| | 施策 5.2.2 新規工業の育成 ②市場形成 | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ○大和市経貿局の投資誘致による工業発展 | |
| | 施策 5.2.3 工業基盤整備 ★工業開発区建設 | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ◎大和市経貿局の投資誘致による工業発展 |
| 政策 5.3 商業・物流を振興する | 施策 5.3.1 物流基盤形成 ①国際市場形成 ★現代物流建設 | △大和市経貿局の投資誘致による工業発展 工業開発区 | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | |
| | 施策 5.3.2 商業地形成 ①商業地拡大 ②商業振興 | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ◎FTA推進のための通商・外交交渉の推進 ◎GMS(拡大メコン地域)での多国間物流プロジェクト合意の促進 |
| | 施策 5.4.1 都市開発産業（建設業） | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | |
| 政策 5.4 都市型産業を振興する | 施策 5.4.2 都市サービス産業 | ○市場拡大（中域⇒州域） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | ○市場拡大（州域⇒浜西地方） | |

表 II. 3.39 戦略 6：大理を国際観光文化交流都市として飛躍させる

| 政策分野 | 施策項目 | 戦略シナリオ：市政府がとるべきアクション | | | 政府がとるべきアクション ◎中央政府、○省政府 | 日本の先行事例等 ◎国、○地方自治体 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| | | 短期（～5年） | 中期（5～10年） | 長期（10～20年） | | |
| 政策 6.1 観光産業 国際観光 リゾート都市 の形成 | 経緯 ▽大理市旅游局設立（1985） ▽大理・對外開放乙類都市指定（1984） ▽大理・中国優秀旅遊都市指定（1998） ▽大理市旅遊發展總体計画策定（2001） | 観光行政体制の強化： ○州政府・市政府・旅遊發展區管理委員會の組織改革と連携強化の推進 ○大理市観光振興条例の制定 ○産官学識者による観光審議会の設置 ○現行の市旅遊發展總体計画の適切な運用 | ○観光関連産業の育成を誘導する市政府の支援策の展開 ○観光サービスの商品質化に向けた市政府による評価・点検制度の導入 | ○観光産業の経済波及効果・雇用効果の最大限拡大を目指した施策・事業の推進 | ◎リゾート法（1987） 観光立国沖縄の観光行政； ○沖縄県観光振興条例制定（1969） ○沖縄県観光審議会設置（1972） ○沖縄県観光振興基本計画策定（1972、2002改定） | |
| | ○誘致活動の推進 ○省外観光客・外国人観光客誘致のためのマーケティング調査、宣伝システム強化 ○会議・イベント・スポーツ観光の誘致活動の推進 | 左記の施策・事業の継続 | ○国際観光リゾート都市形成に向けた新たな施策・事業の推進 | | | |
| | ○観光商品の販売 ★文化観光建設 ○観光地整備 | ○観光商品の多様化（観光資源の再編、観光コースの新設など） | ○観光商品の多様化に伴う滞在日数倍増の推進 | ○国際観光ネットワークの形成 | | |
| 政策 6.2 文化産業 情報発信基地 として大理の 文化ブランド の形成 | ▽大理州（大理州深化文化体制改革加扶文化产业发展工作領導小組办公室）「大理州文化体制改革・文化产业发展」報告書策定（2004） ▽七星國際クロスカントリー大会（1998） ▽北京華聯カプトライトリアスロン大会（2002） ▽映画「五朵金花」公開（1959） ▽小説「大龍八部」出版（1994） | ○観光商品の多様化（観光資源の再編、観光コースの新設など） ○蒼山山麓の省級旅遊度假區26km ² の建設推進 ○大理の優位性を最大限発揮させ、既往の観光産業を支援する①教育、②スポーツ、③メディアの3分野の新産業の創出に向け展開： ○教育・学術・科学において21世紀の「知的交流産業」振興の推進 ○七星國際クロスカントリー大会、北京華聯カプトライトリアスロン大会等スポーツイベントの奨励を促した「スポーツ産業」振興の推進 | ○観光商品の多様化（民宿・リゾートタイプなど） ○知的交流産業基地形成に向けた施策・事業の継続 ○スポーツ産業基地形成に向けた施策・事業の継続 | ○観光とリンクした国際コンベンション都市形成に向けた新たな施策・事業の推進 | ○米因アスヘン市 | |
| | ○映画「五朵金花」、小説・TV「大龍八部」の舞台としての知名度を活かした映像・出版・報道など「文化情報産業」振興の推進 | ○文化情報産業基地形成に向けた施策・事業の継続 | | | | |
| | | | | | | |

3.11 日本の先行事例の紹介

大理市の発展戦略を考察する上で役立つと思われる日本の先行的な経験や類似の事例紹介を行う。

3.11.1 沖縄県の都市発展計画

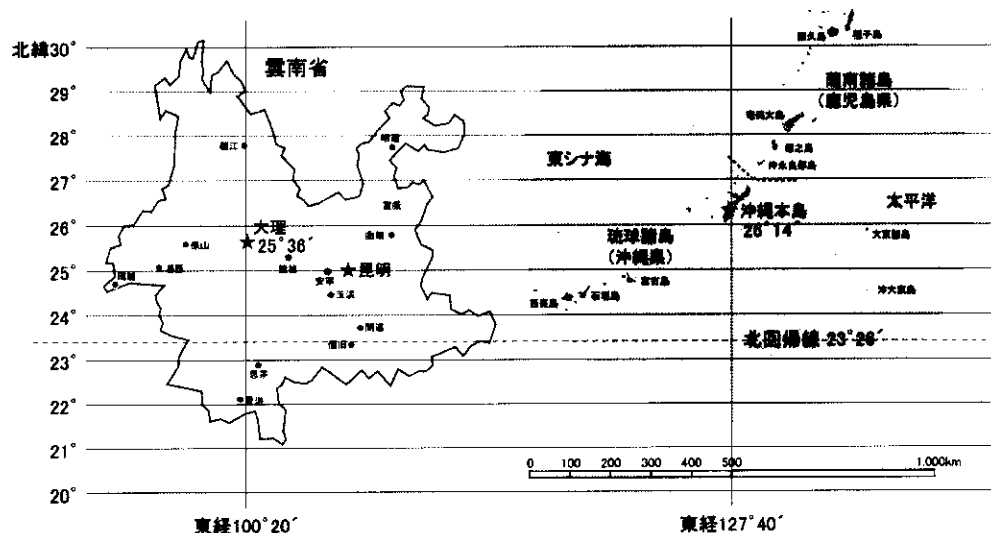
(1) 大理市と沖縄県の比較

大理市と沖縄県の類似性に着目し、大理市の対比都市として沖縄県（那覇市を中心とする沖縄本島）を特定し検討する。

- ①地理的特性 ほぼ同緯度（26度）に位置し、首都から遠隔地、国境地帯
- ②歴史的特性 歴史上共に独立国時代を経験、共に交易国家の歴史
- ③民族・文化特性 共に独自の文化と民族アイデンティティを保有
- ④気候風土特性 共に亜熱帯気候区（高原性 vs 海洋性）
- ⑤地形的特性 共に孤立・隔離性 雲貴高原に点在する「壩子」、東シナ海に点在する「島嶼」
- ⑥地域的特性 大理市と沖縄本島はほぼ同面積、都市人口もほぼ同規模

表Ⅱ.3.40 大理市と沖縄県の特徴対比

| 項目 | 大理市 | 沖縄県 |
|---------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 地理的特性 | 北緯 25 度 36 分、北京から 2,400 km | 北緯 26 度 14 分、東京から 1,700km の遠隔地 |
| 歴史的特性 | 南詔国 (738-937)、大理国 (937-1253) 元時代中国に併合 | 琉球王国 (1429~1872) 中国・日本に両属 (中国へ朝貢、薩摩藩の支配) |
| 民族・文化特性 | 白族 (人口 170 万人)、白族文化 | 沖縄人、琉球文化 |
| 気候風土 | 亜熱帯高原性気候 (年平均気温 14℃) | 亜熱帯海洋性気候 (年平均気温 22.4℃) |
| 地形的特性 | 雲貴高原と呼ばれる山地が総面積の 93% を占め、「壩子」という山間盆地が 6%、大理盆地も壩子のひとつ | 東シナ海の九州南端から台湾にかけ 1,300km の列島 (琉球弧) を構成する有人島 50 のうち最大規模 |
| 地域的特性 | 総面積 1,815k m ² 総人口 58 万人、都市人口 20 万人 | 沖縄本島面積 1,200k m ² 、 沖縄本島人口 120 万人、那覇市人口 30 万人 |



図Ⅱ.3.18 大理市と沖縄県

出所：JICA 調査団作成

(2) 沖縄の新グランドデザインと国際都市形成ビジョン¹¹

[1] 国際環境変化の中の沖縄

①豊かな国際交流の歴史

かつて琉球王国時代にアジアの重要な貿易拠点として、東南・東アジア諸国と活発な交流を行っていたことから始まり、沖縄はわが国の中で最も豊かつ長期の国際交流の歴史をもつ地域である。

②急成長を遂げる近隣アジア諸国

現在、アジア地域においては、華南経済圏をはじめとして、隣接する国・地域がボーダーを超えて相互の経済交流を深め、活力ある新たな経済圏が生み出されている。

今後、発展著しいこの地域は、世界の「成長センター」として、21世紀世界経済をリードする役割を果たすと考えられる。

▼沖縄はアジア内海沿岸諸国の”結節点”

沖縄は、日本、中国、韓国を中心とする東アジアの国々とフィリピン、タイ、マレーシア等の東南アジア諸国とを結ぶ”結節点”(node)に位置している。

近年の東南アジア・東アジア地域の経済発展と交流の活発化は、沖縄にとって大きなチャンスである。

今後わが国と近隣アジア諸国との国際交流を深める上で、アジア内海(日本海、東シナ海、南シナ海)に展開する沿岸諸国相互を結ぶ「国際交流拠点」として、豊かな国際交流の歴史をもつ沖縄に期待される役割と可能性は大きい。

[2] わが国における沖縄の位置

①沖縄の特性：最も親アジア的な国際交流地域

表Ⅱ.3.41 沖縄の地域特性

| 地域的特性 | 歴史的特性 | 県民性 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○わが国と東南アジア諸国の接点(アジアにおける結節点) ○東南アジア地域に共通する豊かな熱帯・亜熱帯・海洋性環境 ○サンゴ礁やマングローブ等の貴重な自然・生態系 ○日本一の長寿地域 ○亜熱帯特性を活用した「農」や「食」に対するソフト ○国際衛星放送受信に対する立地的優位性 | <ul style="list-style-type: none"> ○独立国家「琉球王国」としての歴史 ○平和・友好を基調とするアジア諸国との交易の歴史 ○多くの海外移民と中南米・ハワイ等の諸外国との人的交流 ○戦争体験(唯一の地上戦の地) ○米国統治 ○米国留学経験者等、国際的人材の蓄積 | <ul style="list-style-type: none"> ○寛容さ、おおらかさ ○相互扶助と共生の思想 ○異文化・外国人に対する親和性、許容性 ○「海外雄飛」の精神 ○優れた語学的センス ○貿易センス ○強い平和志向 ○歴史経験に育まれた国際感覚、バランス感覚 |

②わが国の課題：アジアの安定と発展に向けた平和的貢献

戦後、わが国は国際自由貿易体制の枠組みの中で著しい経済成長を遂げ、アジア唯一の経済先進国として繁栄を享受してきた。東西冷戦構造が崩壊した今日、先進諸国と開発途上国との間のいわゆる「南北格差」の解消は国際社会の最重要課題であり、開発途上国との協力・協調を基調とする「アジアの安定と発展に向けた平和的貢献」は、わが国にとって必須の課題である。

¹¹出所：「国際都市形成整備構想調査」沖縄県企画開発部、(財)都市経済研究所 1994年3月策定

▼アジアと日本を結ぶ”南の交流拠点”

今日、アジア太平洋地域の平和と発展に向けた近隣諸国との連携ならびに国際交流拠点の形成は、わが国にとって極めて重要な課題である。しかし、日本がアジアに残した負の歴史的遺産や相互理解の不足に起因するさまざまな摩擦は、アジア諸国との成熟した信頼関係の構築を困難にしている。

かつて、海洋交易国家としてアジア諸国との平和的交流を重ね、共生の歴史を歩んだ沖縄は、わが国において最も「親アジア的」な素養を備えた地域であり、今後は東南・東アジア諸国と日本を結ぶ「南の交流拠点」としての発展が期待される。

[3] 沖縄に期待される役割

▼沖縄を、亜熱帯交流圏 ⇄ 東アジア経済交流圏 ⇄ 環太平洋交流圏を結ぶ「アジア太平洋交流軸」の拠点へ

沖縄を中心とする交流圏域としては、歴史的に文化交流が展開された「亜熱帯文化交流圏」、経済成長著しいNIEsや、華南経済圏を含む「東アジア経済交流圏」があり、さらに東南・東アジア諸国からオセアニア。米国に至る「環太平洋交流圏」を加えた3つの交流圏域が設定できる。

沖縄は、海と情報を媒介（メディア）としてこれらの圏域を結ぶ「アジア太平洋交流軸」の交流拠点に位置づけられる。

▼アジアの国々の多面的交流の“掛け橋”としての沖縄

琉球王国時代、沖縄はアジアで最も活力ある海洋貿易国家であった。「平和」と「友好」の旗を高く掲げ、遠くマラッカまで出航し、近隣諸国と友好的関係を築き上げた「南海の王国」琉球。首里城正殿に掛着された「万国津梁の鐘」には、舟楫を以て万国の津梁と為し（舟を用いて世界の“掛け橋”の役割を果たす）との意が刻まれている。

いま、沖縄に求められているのは、かつての琉球王国がそうであったように、国際交流を通じて「アジアの国々の多面的交流の“掛け橋”」となり、アジアの平和と発展に寄与することである。

その実現にあたっては、沖縄本島を中心とする南西諸島が、亜熱帯文化交流圏／東アジア経済交流圏／環太平洋交流圏を結びつける「アジア太平洋交流軸」の拠点として位置づけられ、わが国においては「南の地域連携軸」として整備推進を図ることが課題となる。

表 II. 3. 42 沖縄の果たすべき国際貢献

| 国際貢献への3つの視点 | 沖縄のめざすべき方向性 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ①経済文化交流 | 「アジアの掛け橋」を担う国際交流拠点（国際都市）の形成を目指す |
| ②平和外交 | アジアの国々の多面的交流の「掛け橋」として沖縄に期待される役割は、「経済文化交流」「平和外交」「国際技術協力」の3つの視点に立脚したアジア地域への積極的貢献である。 |
| ③国際技術協力 | 国際貢献を基本方針とする交流推進にあたっては、その基盤となる「国際都市」の形成、沖縄の有する独自の可能性を發揮し得る政策的誘導が課題となる。 |

[4] 沖縄の国際都市像とその基本方針

▼沖縄独自の資源を活かした活力と魅力あふれる、質の高い国際都市へ

国際都市形成にあたっては、沖縄の地域・文化的特性を最大限に尊重し、「沖縄型 Quality of Life」の実現を図ることが課題である。(Quality of Life: 質の高い生活の享受)

表 II. 3. 43 沖縄の国際都市形成の基本要綱

| 国際都市像の基本コンセプト | 国際都市 OKINAWA 形成の基本方針 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①沖縄のもつ歴史的蓄積、地理的特性等を戦略的資源と捉え、かつ沖縄型ライフスタイルと価値観を活かしたソフトの構築を行う。</p> <p>②「南の交流拠点」としての都市基盤を整備し、21世紀に向けて、活力と魅力にあふれる、質の高い国際都市圏の形成をめざす。</p> | <p>①南北交流の拠点としての「場」の整備と提供 東南・東アジア地域をはじめとする「南の地域」とわが国とを結ぶ「リエゾン」機能を備えた国際交流拠点として、積極的に「場」の提供を図る。</p> <p>②わが国の「南の地域連携軸」の形成 沖縄の位置する南西諸島の一体的発展・連携、従来の境界を超えた「南の地域連携軸」形成を図ると同時に、東南・東アジアにおける「南北交流拠点」に位置づける。</p> <p>③「環境共生モデル地域」の形成と世界への情報発信 21世紀における地域開発モデルとなるような「環境共生モデル地域」の形成を推進し、その理念と発展について世界に向けた情報発信を行う。</p> <p>④魅力ある「国際的保養リゾート」の形成 沖縄の豊かな自然環境と文化的魅力を積極的に保全・活用した「国際保養リゾート」の形成を推進し、経済自立化に向けた高付加価値産業の振興を図る。</p> <p>⑤拠点地域と基幹的インフラの戦略的整備 「活力ある国際都市」の形成に向け、拠点地域における主要機能の拡充と基幹的都市基盤の戦略的整備を推進する。</p> <p>⑥質の高い、潤いに満ちた生活空間の形成 豊かな自然環境や文化遺産等の保全とともに、地域の人々が住み・憩い・楽しむ、「質の高い、潤いに満ちた生活空間」の形成を推進する。</p> <p>⑦地域アイデンティティを尊重した新たな行政体制等の確立 沖縄の歴史的・文化的アイデンティティを尊重し、地域の独自性を発揮し得る、実情に即した行政体制の確立を図り、発展的な国際都市形成を推進する。</p> |

〔5〕 国際都市形成戦略と国際都市構想

▼ 「沖縄型 Quality of Life」の実現をめざして

沖縄本島中南部都市圏は、那覇市と沖縄市を大小2つの核とし、軍用地を取り囲む形で市街地が展開している。国際都市の形成にあたっては、必要な機能を軍用地の転用を含む新しい拠点に適宜配備し、インフラ整備を通じた相互の有機的連携により、効率的で均衡がとれ、環境と共生した新しい都市圏構造を形成することにより、沖縄型クオリティ・オブ・ライフの実現を図る。

都市整備においては「国際都市」としての諸機能の拡充を図るとともに、各種交流ネットワークの構築、既存プロジェクトとの整合等を図る。

表 II. 3. 44 国際都市形成戦略と国際都市構想一覧

| 国際都市形成戦略 | 国際都市構想 | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------|
| | 拠点機能 | 多機能都市群 |
| <p>①平和外交等、国際交流による国際都市形成 迎賓館の建設、各種国際機関の誘致、JICA（国際協力事業団）「沖縄センター」等国際交流期間の拡充により、構想の推進を図る。</p> <p>②学術・研究を通じた国際貢献の推進 学術・研究情報の一元化に向けた組織づくり等を行い、沖縄の地域特性を活用した亜熱帯農業や環境技術等を通じた国際貢献を図る。</p> <p>③東南・東アジア経済・文化交流拠点の形成に向けた基盤整備 交通ネットワークの整備、後背地を含めたインフラの強化、国際物流資本等の充実を通じ、東南・東アジアの経済・文化交流拠点に向けた基盤整備を図る。</p> <p>④国際都市形成を通じた「豊かさ」の実現 美しい自然環境との共生、独自の伝統文化の継承を図り、地域住民が誇りと喜びを持てる「豊かな国際都市」を実現する</p> | 国際交流センターゾーン | |
| | ①学術・文化拠点 | 中南部国際学園都市 宜野湾国際交流都市 |
| | ②国際交流拠点 | 那覇国際新都心 嘉手納新国際都市 |
| | ③新都市拠点 | 那覇港国際物流都市 |
| | ④国際物流拠点 | 那覇空港国際臨空都市 |
| | ⑤国際航空拠点 | 国際平和創造の杜 |
| | ⑥国際平和外交拠点 | 南部海岸国際 ヘルスケアリゾート |
| | ⑦国際リゾート拠点 | トロピカル テクノパークシティ |
| | ⑧新産業開発拠点 | 沖縄国際文化観光都市 |
| | ⑨国際文化観光拠点 | 読谷先進農業地域 |
| | ⑩亜熱帯農業研究開発拠点 | 首里国際文化都市 |
| ⑪文化・芸術拠点 | | |

3.11.2 琵琶湖の環境保全と景観形成

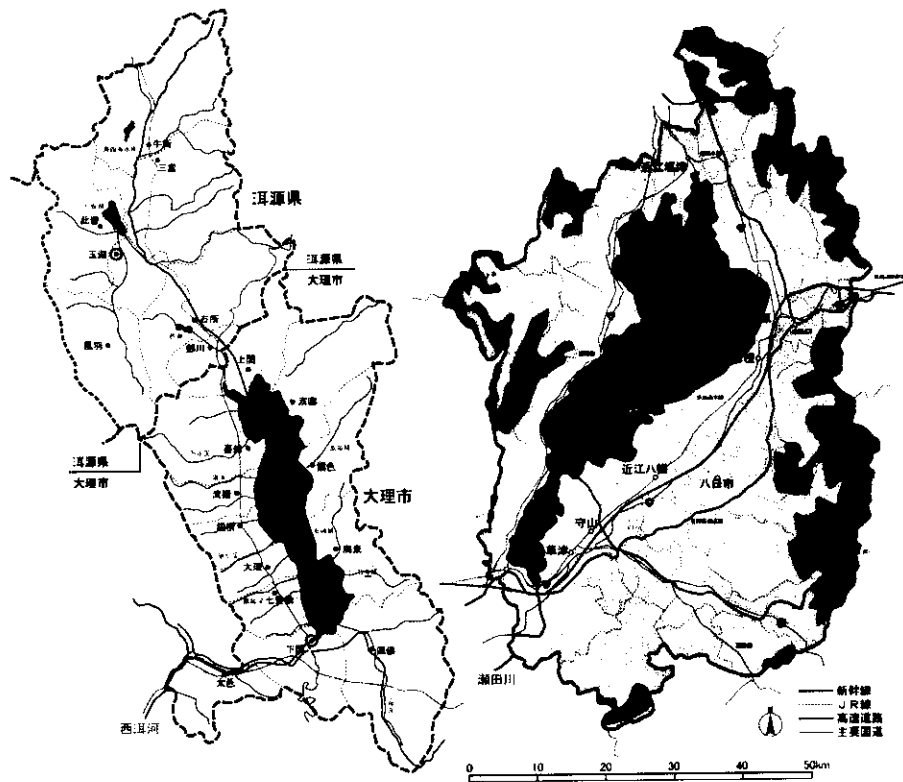
(1) 洱海と琵琶湖の比較

わが国最大規模の琵琶湖を擁する滋賀県は、日本一、世界有数の水環境行政の先進地域である。洱海の環境保全戦略を考察するにあたり、過去40年余、滋賀県が取り組んできた環境行政が参考になる。洱海と琵琶湖とは、集水域の人口・面積など類似点が多い。

表Ⅱ.3.45 洱海と琵琶湖の特徴比較

| 項目 | 洱海 | 琵琶湖 |
|----------|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 位置 | 雲南省大理州大理市 | 近畿地方滋賀県 |
| 集水域面積 | 大理市全域および洱源县東部、2,860k m ² | ほぼ滋賀県全域、3,850k m ² (洱海の1.3倍) |
| 集水域人口 | 人口70万人 | 人口130万人 (洱海の2倍) |
| 水面標高 | 海拔1,964~66m | 海拔85.6m |
| 湖水面積 | 250k m ² | 670k m ² (洱海の2.7倍) |
| 周囲の長さ | 150km | 235km |
| 規模 | 長軸：40km、最大幅：10km | 長軸：63.5km、最大幅：22.8km |
| 水深 | 平均：10.5m、最大：23.0m | 平均：41.2m、最大：103.6m |
| 貯水量 | 30億m ³ | 275億m ³ (洱海の9倍) |
| 人口当たり貯水量 | 4,286 m ³ /人 (琵琶湖の5倍の負荷) | 21,154 m ³ /人 |

出所：JICA 調査団作成



図Ⅱ.3.19 洱海と琵琶湖の集水域

出所：JICA 調査団作成

(2) 琵琶湖の環境保全・生態振興の取り組み

琵琶湖の環境保全に関する多様な取組みを以下に列挙する。

1) 湖岸生態系の保全

琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（1992 制定）。琵琶湖がラムサール条約登録湿地（1993 指定）

2) 琵琶湖水質の保全

全国初の「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（1979 制定）。以後、下水道や農業集落廃水処理施設整備や「びわ湖会議」を通して県民活動と協調しながら水質保全への取り組みを推進

3) 琵琶湖の総合的な保全

琵琶湖総合保全整備計画（Mother Lake 21 計画）（1999 策定）。水質保全・水源涵養・自然環境・景観保全のための各種保全施策の総合的・計画的な取り組みを推進

4) 国際湖沼環境委員会（LECS：International Lake Environment Committee）

国連環境計画（UNEP: United Nation Environment Plan）の要請に基づき 1986 年、滋賀県が設立。世界各国の湖沼学はじめ環境専門家により構成、湖沼の健全な環境管理と湖沼資源の持続可能な開発を目指して、情報収集提供・研修・環境教育事業の実施、世界湖沼会議の開催、国際環境技術センターの支援活動などを実施

5) 国連環境計画-国際環境技術センター（UNEP-IETC：International Environmental Technology Center）

UNEP-IETC は、開発途上国への環境技術の移転を主な目的として、UNDP が 1992 年に設立。同センターは滋賀県と大阪市に設置され滋賀では湖沼と淡水資源を大阪では都市環境を対象としている。

6) 琵琶湖研究所

琵琶湖とその集水域システムの構造・機能・相互作用の実態の解明を目的とし 1982 年に設立。研究企画・情報管理・広報・研究交流を通じて、自然科学から社会・人文科学にわたる広範分野の調査研究を実施。

7) 滋賀県立琵琶湖博物館

「湖と人間」をテーマに 1996 年会館。

8) 滋賀県立大学

「人が育つ大学」を理念に掲げ 1995 年開校。滋賀県の学術文化の中心として地域社会や国際社会への貢献を目指し、なかでも、環境生態学科・環境計画学科・生物資源管理学科からなる環境科学部は、日本で初めての学部として、自然と調和した持続的な人間社会の創出に焦点を当てた教育研究を実践。

9) 環境教育

次世代を担う県内の小学 5 年生全員を対象に、学習船「湖の子」プログラムを 1984 年から経年実施。また、自然観察や自然史の理解のための教材やカリキュラムの開発など様々な環境教育の取り組みを実施。

10) 湖沼を介した国際交流

滋賀県の国際湖沼環境委員会の設置を契機に水環境面で世界各地との活発な交流。

国際姉妹都市として、ミシガン州（アメリカ・ミシガン湖）、リオグランデドスール州（ブラジル・パトス湖）、湖南省（中国・洞庭湖）と提携。

(3) 滋賀県の環境行政の概要

◎ 環境行政の基本的仕組み（条例＋基本計画＋審議会）

○ 滋賀県環境基本条例（1996 制定）

条例は、環境保全に関し基本となる事項、総合的な環境保全施策、市町村・事業者・県民の責務などについて制定

○ 滋賀県環境総合計画（1997 策定） 環境保全に関する基本方針

○ 滋賀県環境審議会

設置根拠：滋賀県環境基本条例に基づく

委員構成：学識経験者及び関係行政機関職員のうちから知事が任命する

委員役割：環境総合計画の策定など

◎滋賀県環境基本条例

滋賀県では、1996 年 3 月、健全で質の高い環境の確保をめざして環境基本条例を制定した。

この条例では、環境に関する基本的な考えと県民・事業者・県の役割および責務を定め、環境の保全を推進するための施策を掲げている。

○ 目的：健全で質の高い環境の確保

○ 基本理念：①生態系の微妙な均衡の確保 ②環境に関する権利と義務 ③地球環境の保全

○ 施策の基本方針：①環境優先の理念 ②県民参加

◎環境関連年表

1960 農薬 PCB で魚介類被害、琵琶湖水政対策本部設置

1969 滋賀県公害防止条例制定

1970 滋賀県公害対策室設置

1971 美しい湖国をつくる会結成、琵琶湖を美しくする運動提唱

1972 公害防止条例全面改定、琵琶湖環境保全対策本部設置、琵琶湖環境保全対策策定

1974 滋賀県が初の公害白書を発表

1976 琵琶湖淀川流域関係知事による琵琶湖淀川環境会議開催

1977 合成洗剤追放全国集会を滋賀県大津市で開催

1980 琵琶湖 ABC 作戦（新琵琶湖環境保全対策）策定、琵琶湖条例施行

1981 環境影響評価要綱制定、環境庁主催の「琵琶湖サミット」開催

1984 世界湖沼会議開催

1985 琵琶湖が、湖沼法に基づく指定湖沼に決定

1986 世界湖沼環境委員会設立

1987 湖沼法に基づき、琵琶湖に係る湖沼水質保全計画策定

1989 湖国環境保全推進本部設置（琵琶湖環境保全対策本部を発展的に改組）、琵琶湖フォーラム開催

1992 アジア湿地シンポジウム琵琶湖会議開催

1993 琵琶湖がラムサール条約登録湿地に決定

1994 滋賀県環境審議会条例公布、UNEP 国際環境技術センター事務開始

滋賀県アジェンダ 21 を策定

1996 環境 3 条例施行（環境基本条例、生活廃水対策の推進条例、排水基準上乘せ条例改正）

1997 水質保全対策行動計画策定

1998 環境に優しい県庁率先行動計画策定（グリーンオフィス滋賀）

1999 琵琶湖総合保全整備計画策定（Mother Lake 21 計画）

2000 滋賀県庁が ISO14001 の認証を取得

2001 ISO14001 に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証

第 9 回世界湖沼会議（滋賀県大津市）で「琵琶湖宣言 2001」発表

(4) 琵琶湖総合保全整備計画

表Ⅱ.3.46 琵琶湖総合保全整備計画 (Mother Lake 21 計画)

| ①水質保全対策 | ②水源涵養対策 | ③自然的環境・景観保全対策 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1) 発生源対策 下水道整備事業 下水道整備事業（下水道超高度処理） 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置整備事業 汚泥再生処理センター整備事業 畜産環境施設整備事業 持続的農業総合対策事業 水質保全対策事業 農業用水再編対策事業 （地域用水機能増進型） 市街地排水浄化対策事業 他</p> <p>2) 流出過程対策 河川環境整備事業（流入河川対策） ダム周辺環境整備事業 （ダム貯水池水質保全事業） 他</p> <p>3) 湖内対策 水草刈取事業 漁場環境保全総合美化推進事業 河川環境整備事業（底質改善対策） 海域環境創造事業 他</p> | <p>1) 浸透貯留域の保全対策 保安林指定の促進と適正な管理 砂防事業 造林事業 急傾斜地崩壊対策事業 ほ場整備事業 林道事業 治山事業 中山間地域等直接支払制度 琵琶湖水源協定林整備事業 他</p> <p>2) 人為的貯留機能の向上対策 農業用水再編対策事業 （地域用水機能増進型） ため池等整備事業 基幹水利施設補修事業 街路透水性舗装、植樹帯整備事業 他</p> <p>3) リサイクル型水利用の推進対策 かんがい排水事業 単独みずすまし事業 （水田反復利用施設） 他</p> | <p>1) ビオトープのネットワークの拠点の確保対策 2) 湖辺域（沖帯含む） ヨシ群落保全条例による保全管理 自然公園等事業 湖岸保全整備事業（ヨシ・湖畔林保全、砂浜保全） 河川再生事業（湖岸再生事業） （仮称）「地球市民の森」整備事業 湖岸緑地整備事業（湖岸緑地再生整備事業） 沿岸漁場整備開発事業 水産資源保護増殖対策事業 生物環境アドバイザー制度の拡充 他</p> <p>3) 平地・丘陵地 ため池等整備事業 農村環境整備事業 田園整備事業 淡海の自然環境を蘇らせる事業 みずすまし構想推進事業 ふるさと・水と土保全基金 他</p> <p>4) 山地森林 造林事業 他</p> <p>5) 河川・河畔林 河川改修事業（多自然型川づくり） 他</p> |

| ④参画・実践 | ⑤交流・情報 | ⑥調査・研究 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1) 環境負荷の少ない暮らしや事業活動の展開 こどもエコクラブの活動等の推進 グリーン購入や生ごみの堆肥化等によるごみの減量化の推進 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集や再商品化の促進 ISO14000 シリーズの普及啓発 他</p> <p>2) 琵琶湖の保全のネットワークの構築 従来の行政区分にとらわれない新たな連携の視点から琵琶湖保全のための広域的なネットワーク形成の促進 ホテルダスをはじめ主体性をもって活動する住民のネットワークの形成への支援 他</p> <p>3) 世代を超えた意識の共有 環境セミナー船の運行等を利用した体験学習機会の充実 生涯学習講座等における環境学習の推進 副読本等の環境教育資料の充実 環境教育指導力向上のための教員の初任者研修、経験者研修の充実 びわ湖フローティングスクール“湖の子”の運行によるびわ湖学習の推進 自然に対する畏敬の念を培うための自然に触れる体験や道徳教育の充実 他</p> | <p>1) 様々な人の交流の充実 滋賀環境ビジネスメッセの開催等を通じた人と情報の交流の促進 環境ボランティア交流会等を通じた個人や活動グループの交流の支援 住民が学び交流する地域学習の充実や自然体験学習に対応した施設の整備等 他</p> <p>2) 広域的な交流の展開 琵琶湖・淀川流域の環境情報の集約化等の促進 琵琶湖研究所・琵琶湖博物館・県立大学・水環境科学館等の環境学習や交流の拠点となる施設の充実やその他関連機関を含めた相互の連携強化や県民・行政等のネットワーク化の促進</p> <p>3) 琵琶湖に関する基礎的情報の共有 環境白書の発行等による環境情報の共有化 県や市町村の広報の効果的な利用の促進 モニタリングデータの即時的表示システムの開発促進 他</p> <p>4) 調査・研究等専門的な情報の利用 自立分散型データベースの整備とネットワーク化の検討 他</p> <p>5) わかりやすく利用しやすい情報の伝達 インターネット等の多様な通信媒体の利用等の促進 他</p> | <p>1) 観測の推進と体系的な調査・研究の推進 水質自動測定局による常時監視等環境モニタリングの実施 琵琶湖生物・環境調査等の実施</p> <p>2) 調査・研究拠点の拡充とネットワークの構築 琵琶湖研究所の拡充整備 各種調査・研究機関による共同調査等の実施 大学や企業等における環境保全に関する調査・研究や技術開発の支援および共同研究や人材育成等の分野における連携強化 琵琶湖に関する調査・研究ネットワークの構築の検討</p> <p>3) 世界の湖沼保全への貢献 生態学琵琶湖賞の顕彰 世界湖沼会議の開催 国際湖沼環境委員会（ILEC）および UNEP 国際環境技術センター滋賀事務所（IETC）の取り組み 他</p> |

4. 玉溪市発展戦略

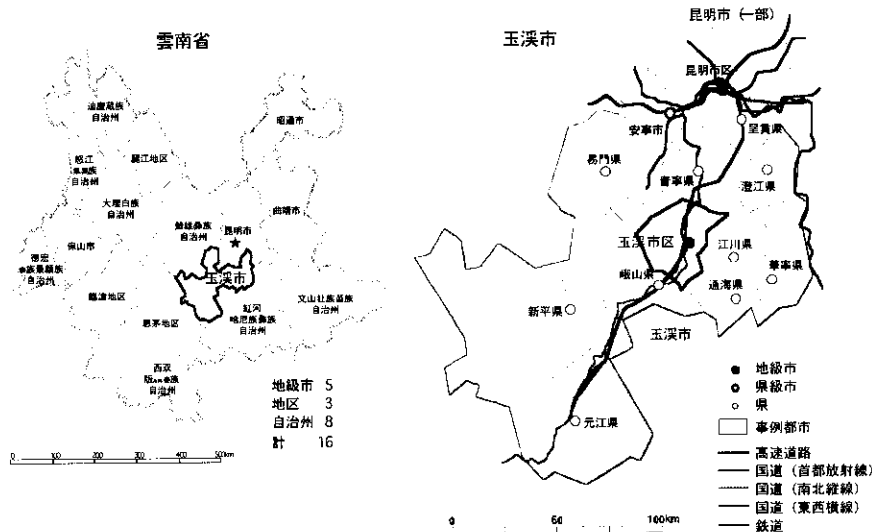


図 II.4.1 玉溪市位置図

出所：JICA 調査団作成

4.1 都市類型

玉溪市の都市類型は次の通りである。

- ① 規模特性 [類型] 小都市 (人口 12.7 万人)、非農業人口率 37.8% (省平均 16.1%)、非農業人口年平均増加率 (1990-2002) 5.68% (省総人口年平均増加率 1.3%)
- ② 立地特性 [類型] 大都市圏 昆明大都市圏の中心都市
- ③ 行政機能 2 級行政区玉溪市の市轄区 (紅塔区)、地級市
- ④ 社会特性 漢族 (86.7%)、彝族ほか少数民族 (13.3%)
- ⑤ 経済特性 GDP 182 億元、昆明に次ぎ第 2 位
GDP/C 47,158 元 (省平均の 9 倍)、省内第 1 位
- ⑥ 産業特性 [類型] 工業都市 基幹産業 タバコ産業
一次・二次・三次産業別 GDP 構成比 (%) 1.8 : 79.0 : 19.3

表 II.4.1 玉溪市 (紅塔区) の人口・GDP の推移

| 項目 | 年次 | 1990 | 1995 | 2000 | 2001 | 2002 |
|----------------------|----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 (万人) | | 32.27 | 34.63 | 37.73 | 38.25 | 38.80 |
| 非農業人口 (万人) | | 6.54 | 9.32 | 11.91 | 12.40 | 12.66 |
| 非農業人口率 (%) | | 20.3 | 26.9 | 31.6 | 32.4 | 37.8 |
| GDP 総額 (億元) | | 25.22 | 192.73 | 210.48 | 196.54 | 181.65 |
| 一次産業 GDP (%) | | 5.0 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.8 |
| 二次産業 GDP (%) | | 84.3 | 78.5 | 79.7 | 80.6 | 79.0 |
| 三次産業 GDP (%) | | 10.7 | 19.9 | 18.9 | 17.8 | 19.3 |
| 紅塔区市民 1 人あたり GDP (元) | | 7,815 | 55,654 | 55,786 | 51,735 | 47,158 |
| 省民 1 人あたり GDP (元) | | 1,211 | 3,024 | 4,610 | 4,839 | 5,152 |

出所：中国城市統計年鑑ほか

表 II.4.2 玉溪市の1区8県の比較 (2002年)

| | 区市県名 | 面積 (k m ²) | 総人口 (万人) | 人口密度 (人 k m ²) | 人口 増加 | 非農業人口 | | GDP (億元) | GDP/C (元) |
|-------------|------|---------------------------|-------------|-------------------------------|----------|-------|------|-------------|--------------|
| | | | | | | (万人) | (%) | | |
| 玉 溪 市 | 紅塔区 | 1,004 | 38.2 | 380 | 139 | 12.4 | 32.5 | 181.6 | 47,158 |
| | 江川県 | 850 | 25.9 | 305 | 130 | 2.8 | 10.8 | 13.8 | 5,325 |
| | 澄江県 | 773 | 14.9 | 193 | 124 | 1.8 | 12.1 | 8.5 | 5,686 |
| | 通海県 | 721 | 26.4 | 366 | 132 | 3.3 | 12.5 | 17.7 | 6,684 |
| | 華寧県 | 1,313 | 19.9 | 152 | 123 | 1.9 | 9.5 | 10.1 | 5,065 |
| | 易門県 | 1,571 | 17.4 | 111 | 112 | 3.8 | 21.8 | 10.3 | 5,959 |
| | 峨山県 | 1,972 | 14.8 | 75 | 123 | 3.0 | 20.3 | 9.0 | 6,080 |
| | 新平県× | 4,223 | 26.5 | 63 | 121 | 3.4 | 12.8 | 8.0 | 3,001 |
| | 元江県× | 2,858 | 19.4 | 68 | 122 | 2.5 | 12.9 | 9.3 | 4,781 |
| | 小計 | 15,285 | 203.4 | 133 | 126 | 34.9 | 17.2 | 273.0 | 13,360 |

出所：玉溪統計年鑑 2002 等

注：GDP, GDP/C は 2002 年、その他は 2001 年の統計

玉溪市紅塔区を他のケーススタディ都市との比較を表 II.4.3 に示す。玉溪市紅塔区は都市人口から言えば、小都市である。しかし付加価値総生産 GDP は大きく、市民一人あたりの GDP は他の 4 都市の 3 倍以上と高い。都市立地は大都市圏の中核都市（昆明市）に隣接する地級市である。

表 II.4.3 紅塔区の現在の都市規模と 5 ケーススタディ都市との比較

| | 四川省 | | 雲南省 | | 湖南省 |
|--------------------|----------|----------|---------|----------|---------|
| | 都江堰市 | 徳陽市 | 玉溪市 | 大理市 | 懷化市 |
| 立地特性 | 大都市圏 | 大都市圏 | 大都市圏 | 地方圏 | 地方圏 |
| 行政区分 | 県級市 | 地級市 | 地級市 | 県級市 | 地級市 |
| 都市規模 | 小都市 | 中等都市 | 小都市 | 中等都市 | 中等都市 |
| 非農業人口 (万人) | 15.91 | 27.47 | 12.66 | 19.58 | 21.78 |
| 都市化率 (%) | 26.70% | 44.60% | 37.80% | 37.80% | 68.00% |
| GDP (億元) | 69.9 | 70.6 | 182 | 67.5 | 39.8 |
| GDP 産業別構成費 (%) | 15:41:44 | 14:45:41 | 2:79:19 | 11:52:37 | 3:16:81 |
| 市(区) 1 人当り GDP (元) | 11,750 | 11,460 | 47,158 | 13,030 | 12,440 |
| 都市類型 | A | B-1 | B-2 | C-1 | C-2 |

A 大都市圏の中核都市に所属する衛星都市（小都市から中等都市化）

B-1 大都市圏の中核都市に隣接する地級市（中等都市から大都市化）

B-2 大都市圏の中核都市に隣接する地級市（小都市から中等都市化）

C-1 地方圏の中心都市（県級市・中等都市から地級市・大都市化）

C-2 地方圏の中心都市（中等都市から大都市化）

4.2 市勢概況

(1) 面積、人口、行政

玉溪市は澄江県、通海県、峨山県、江川県、易門県、元江県、華寧県、新平県および紅塔区の 8 県 1 区で構成されている。雲南省における玉溪市の位置と市内の 8 県 1 区の位置を図 II.4.1 に示す。

玉溪市は 8 県 1 区で 15,285km²、人口 207 万人である。紅塔区はそのうち 1,004km²、人口 38.8 万人（2002 年）である。紅塔区は人口、都市化率（非農業人口率）共に、1990 年以降増加している。紅塔区の一人当たり GDP は雲南省平均の 9 倍と高い。紅塔区内で比べると都市部の年間一人当たり収入は、農村部の 3 倍であり、さらに新平県、元江県等の農村に比べると 8 倍であり、都市と農村の所得格差は大きい。

(2) 自然、気候

海拔差は紅塔区内で 1,630m、市内では 3,000m 以上あり、自然、生物は多様で豊富である。この内、三湖は観光資源として重要である。また紅塔区の年平均気温は 18 度で温暖な気候であり、また日照時間は年 1,900 時間と長い。

(3) インフラ

玉溪市は国道 213 号線、昆明-玉溪間の昆玉高速等 1 万 4,700km の道路を有する。雲南省の中で道路密度 (92km/100km²) が最も高く、その質も高速道路、高等級道路等で高い。また鉄道は玉溪-蒙自までの鉄道を 2005 年末から建設予定である。

(4) 経済、産業

2002 年、紅塔区の GDP は 182 億元であり、第一次産業 1.8%、第二次産業 79.0%、第三次産業 19.3%である。同年の市全体の GDP は 273 億元であり、雲南省の 12%を占めている。この市 GDP に占めるタバコ産業の割合は 1996 年当時 69%、2002 年は 50%であり、玉溪市は依然としてタバコ産業のモノカルチャーとなっている。市の財政収入は 22 億元であり、その内タバコ産業からの収入が 80%を占めている。紅塔区の GDP、及び一人当りの GDP は 1990 年から 1995 年まで、7 倍と驚異的に伸びたが、95 年以降 2002 年までは若干下降している。

玉溪市の経済成長の目標は GDP、一人当たり GDP 共に、2010 年に現在の 2 倍、2020 年に現在の 4 倍である。都市化率は 2020 年に 70%を目標としている。

一方、市の小規模製鉄所は 42 ケ所もあり、冶金工場、セメント工場は小規模なものが多い。花卉産業はゆり、バラ、胡蝶蘭等を栽培し、70%以上は日本、香港、米国等に輸出している。

(5) 輸出・投資

玉溪市は黄リン、花、農産品加工品を中心に年間 1.2 億ドルを輸出しており、2003 年はミャンマー向けが 1 位、日本向けが第 2 位である。重量物は北海市を利用して海上輸送を行い、ベトナムへの出荷は鉄道を利用している。輸入は農産物・海産物・鉄鉱石等である。投資は 1992 年から対外開放を行い、119 社が進出済み (投資額 3 億ドル) である。

(6) 教育・保健

玉溪市は大・中・小学校合わせて 931 の学校があり、40 万人の学生を抱える。義務教育は 9 年間だが、市民の平均教育期間は 7.5 年である。現在、高校への進学率は 40%であるが、80%を目標にしている。4 年制大学は玉溪師範学校一つ、短大は専門学校が一つであり、現在、大学への進学率は 12%である。紅塔区には民間の病院 10 ケ所余りに加え、小診療所やクリニックがある。

4.3 現行の長期発展計画・都市計画のあらまし

ここでは雲南省が玉溪市に省の発展の計画における期待する役割を見るために省の計画をレビューした後、市の発展計画をレビューする。

(1) 雲南省の計画の中での玉溪市の役割

雲南省の計画で玉溪について述べているのは、「雲南省城鎮体系計画」と「昆明玉楚嶺（雲南）中部都市計画」がある。前者では、玉溪の主要部を2020年までに大都市にするとしている。また、後者では、玉溪を中心都市の一つとして周辺の地域経済をリードし、全省の都市部へ波及するとしている。更に、東南アジアへの重要なゲートウェイとしている。つまり、雲南省内では玉溪市に対し、次の2つの役割を期待している。

1. 核となる中心都市として地域経済のリーダー都市
2. 東南アジアへのゲートウェイ

(2) 玉溪市の都市計画と産業計画

これに対応して玉溪市では、市の計画として、「玉溪『三湖』生態都市群計画要領」及び「玉溪市優位産業発展企画綱要（2003-08年）」を策定している。前者は三湖地域を「生態都市群」として発展させる計画であり、後者は市全体の産業発展の計画である。

1) 「玉溪『三湖』生態都市群計画要領」のあらまし

三湖地域とは、3つの湖の周辺の地域で、市の中部の紅塔区、東部の江川県、澄江県、通海県を含んでいる。玉溪市では、まず、この地域をモデルとして発展させ、他の地域へ波及させるという方針を持っている。三湖が最も重要な地域であり、この計画が最も新しい重要な計画としている。この計画では、「タバコで市を興し、生態環境を保全する」という目標の下に、具体的な方策として「三湖地域の生態都市群」を建設するとしている。生態都市とは、豊かな自然環境を持ち、昆明以外で最も大きなリーダー都市となり、周辺農村や雲南省南部への波及効果がある核となる都市となるということの意味している。この生態都市の建設方針としては、a) 生態環境を持続的に改善する、b) 地域経済の地位を高める、c) 都市化を加速させる、d) 歴史文化など社会文明の進歩をアピールする、e) 都市と農村の均衡ある発展を行う、である。これにより、「経済が発達し、文化が繁栄し、山河がきれいで、人々が落ち着いて生活し、楽しく働き、人々が快適に住み、発展の潜在力がある都市」を作るとしている。

この計画の目標は、2020年までに、市の総人口を254万人、都市人口を145万人、都市化率を57%にするという目標の下、生態目標と、経済目標、社会目標を次のようにあげている。

表 II. 4. 4 「玉溪『三湖』生態都市群計画要領」の目標

| | 2005年まで | 2020年まで |
|------|--------------------------------------------------------------|----------------|
| 都市目標 | 国家環境保護モデル都市となる。 | 生態都市システムを構築する。 |
| 生態目標 | 2020年までに三湖生態都市群を実現し、国家生態モデル都市を作る。 | |
| 経済目標 | GDPの増加率を8%以上とする 一人当たりGDPを5万元以上とする。 一人当たり財政収入を4千円前後とする。 | |
| 社会目標 | 都市部の登録失業率を3%以内とする。 一人当たり教育期間を12年間とする。 平均寿命73歳を目指す。 | |

注：生態都市システムとは、クリーンプロダクション、グリーン消費、循環経済づくりを行い、持続的に発展する社会を目指すことである。

出所：「玉溪『三湖』生態都市群計画要領」

三湖の各地域の位置づけと発展戦略は次の通りである。

表 II. 4. 5 三湖の各地域の位置づけと発展戦略

| 地区 | 都市の位置づけ | 発展戦略 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紅塔区 | <ul style="list-style-type: none"> 三湖「生態都市群」の中心都市 全国のタバコ生産研究と関連産業の生産基地 ハイテク技術とサービス産業により発展する省南部中心都市 物流の集散地で、東南アジアにアクセスする国際物流の中核 | <ul style="list-style-type: none"> タバコ産業を発展させる。 関連産業とハイテク産業の育成により新しい支柱産業を育成する。 汎亜鉄道、昆-曼道路及び計画中の昆思鉄道の乗り換え地という立地を活用して、玉溪南地域に現代物流センターを設置し、物流の中核となる。 |
| 江川県 | <ul style="list-style-type: none"> 都市群のサブセンター都市 古代雲南省文化を特色とする観光都市 生態農業を主導産業とする都市 | <ul style="list-style-type: none"> 悠久の古代雲南省文化、撫仙湖南岸の景観を活用し、会議、スポーツ、レジャー、リゾートと生態を特色とする観光産業を促進する。 生態農業を活かして主導産業とする。 玉江路経済幹線道路沿いに、ハイテク産業を育成する。 良好な生態環境を活かして、生態型住宅団地を発展させる。 |
| 澄江県 | <ul style="list-style-type: none"> 都市群のサブセンター都市 湖、山を抱える山紫水明で風光明媚な生態観光都市 | <ul style="list-style-type: none"> 撫仙湖の生態環境を保護し、湖周辺へのインフラ整備をし、湖周辺のレジャーリゾート観光を育て、主導産業とする。 |
| 通海県 | <ul style="list-style-type: none"> 都市群のサブセンター都市 金属産業を主導産業とする軽工業都市 | <ul style="list-style-type: none"> 製造と市場を一体化させた「通海五金城」を築き、主導産業とする。 印刷包装産業と食品加工産業をつくり、サポートインダストリーとする。 |

出所：「玉溪『三湖』生態都市群計画要領」

2) 玉溪市優位産業発展計画綱要（2003-2008年）のあらまし

玉溪市の産業発展の計画である同計画では、玉溪市の産業の現状を分析し、優位な特徴とそれを活かさきれていない課題をあげ、それに基づき発展の方針と戦略を示している。玉溪市として、市の優位な特徴と課題を同計画において、次のように捉えている。

優位な特徴

- 1) 昆明に近い
- 2) 気候温暖で農産物が豊富
- 3) 鉱物資源が豊富
- 4) 三湖を有し、水資源に恵まれている
- 5) 巻きタバコと葉タバコ及び関連産業が発展している

市のとらえる課題：工業化の初期から中期へ転換する段階

- 1) 巻きタバコと葉タバコ以外の産業は発展していない
- 2) 地方工業の基盤ができていない（GDP比15%）
- 3) 工業による雇用が少ない（3分の1以下）
- 4) 農産物の加工業が発達していない
- 5) 県地域の経済発展が遅い
- 6) サービス業が発達していない
- 7) 都市化がすすんでいない（3分の1強）

このような課題を認識し、次代の支柱産業の育成が必要と結論づけている。

この分析に基づき、大きな方向性として、今後 10 年間で、「三つの基地、一つの勝地、一つのセンター」を築くとしている。これはそれぞれ以下の通りである。

表 II. 4. 6 産業発展計画

| 計画 | 内容 |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 三つの基地 | 1. アジア最大の巻タバコ及び関連産業基地 2. 雲南省の重要な鉱山冶金加工基地 3. 雲南省の重要な生物資源開発と加工基地 |
| 一つの勝地 | 撫仙湖の高レベルなレジャー、文化観光地 |
| 一つのセンター | 玉溪南部を地域の現代物流センター |

出所：玉溪市優位産業発展計画綱要（2003-08 年）

この方向性の下に、2003 年から 5 年の間に、次のような方針で、経済成長速度を安定させて、玉溪市を雲南省中部の現代的で経済力の強い市として発展させるとしている。

- ・ 巻きタバコと葉タバコ及び関連産業は支柱産業としての地位を固める。
- ・ 鉄鋼などの鉱山業や撫仙湖を重点としたレジャー、文化観光の育成を早める。
- ・ 県域経済の発展を加速する。
- ・ 三大産業とその他の特色産業のバランスのとれた発展を促す。
- ・ 地方工業の成長速度を 5 年間で 15% とする。
- ・ サービス業を GDP 成長率より早い成長とする。

4. 4 将来予測（人口、GDP）

玉溪市の 2005 年、2010 年、2020 年の GDP と市区 GDP（いずれも 2000 年価格）、2000～05 年、2005～10 年、2010～20 年の GDP 年平均実質成長率は表 II.4.7 のように予測される。

また、玉溪市の 2005 年、2010 年、2020 年の常住人口、都市人口、市区人口、1 人当り GDP、及び 2000～05 年、2005～10 年、2010～20 年のそれぞれの年平均増加率の予測数値も表 II.4.7 に示す通りである。

表 II. 4. 7 GDP 及び人口関係の将来予測数値

| | | 2000 | 2005 | 2010 | 2020 | 年平均成長・増加率 | | |
|---------|----|--------|--------|--------|--------|-----------|---------|---------|
| | | | | | | 2000-05 | 2005-10 | 2010-20 |
| GDP | 億元 | 294.6 | 433.3 | 563.2 | 856.8 | 8.0% | 5.4% | 4.3% |
| 市区GDP | 億元 | 210.5 | 320.7 | 428.1 | 676.9 | 8.8% | 5.9% | 4.7% |
| 常住人口 | 万人 | 207.3 | 221.5 | 235.8 | 264.4 | 1.3% | 1.3% | 1.2% |
| 都市人口 | 万人 | 15.4 | 18.0 | 20.8 | 27.1 | 3.2% | 2.9% | 2.7% |
| 市区人口 | 万人 | 40.9 | 47.9 | 55.4 | 72.2 | 3.2% | 3.0% | 2.7% |
| 1人当りGDP | | | | | | | | |
| 市全体 | 元 | 14,211 | 19,562 | 23,885 | 32,405 | 6.6% | 4.1% | 3.1% |
| 市区 | 元 | 51,467 | 67,002 | 77,239 | 93,715 | 5.4% | 2.9% | 2.0% |

注：予測の前提、方法等の詳細は、本編その 1 第 1 部 5. 西部地域の社会経済フレームワークを参照のこと
出所：JICA 調査団作成